

平成 27 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

自立相談支援事業と他事業等との
効果的な連携方策に関する調査研究事業
報告書

平成 28 年 3 月

一般社団法人北海道総合研究調査会

はじめに

生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月に施行され、全国 901 の福祉事務所設置自治体に、生活困窮者への相談窓口である自立相談支援機関が設置されるとともに、各種の任意事業と併せて包括的な支援が進められている。

こうして本制度が着実に施行されてきている一方、相談件数は、国が示している目安値（人口 10 万人あたり月 20 件）に対して約 7 割の水準となっており、広く相談に結びつけるための取組の推進と、それに向けた関係機関との連携強化等の実施が求められているところである。また、そうした「入口」の整備とともに、任意事業の実施、他制度との連携、地域における就労の場の確保等、地域の社会資源の開拓も含めた支援メニューの整備により「出口」の充実を図ることも併せて取り組んでいくことが必要となる。

他方、国においては、今後の急速な人口減少・高齢化という人口構造の変化に直面しており、新法が施行された本年度は、介護保険制度等の社会保障制度の大きな制度改革や、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための「地方創生」政策が全国で実施されたところである。今後各自治体では、医療、介護、福祉などの多様な担い手の連携体制の構築とともに、地域福祉を通じた地域コミュニティの再生や地域課題の解決等につなげる地域づくりの取組を、他制度・他事業等を効果的に活用しながら一層充実していくことが重要と考えられる。

本報告書は、そうした課題認識のもと、「支援成果があがっている自治体は、他事業等との連携が進んでいるのではないか」という仮説をもって、全国の事業実施地域から、支援成果が上がっている地域を抽出し、その実践事例を各地の取組のヒントとなるよう取りまとめたものである。本報告書を作成するにあたっては、全国事業実施地域へのヒアリング調査を行い、学識経験者や自治体・自立相談支援機関の担当者で構成する研究班を開催し、議論を重ねた。

なお、本報告書で使用した「支援成果」とは、今年度厚生労働省が 901 自治体を対象に実施した支援状況調査に基づく新規相談件数や就労者数といった限られた指標であり、本制度の効果を総体的に見える化した評価ではない。また、事例として取り上げた地域は 4 月より新たに取組をはじめた地域も多数あり、その実践途中であるものも少なくない。さらに、他事業等との効果的な連携方策のヒントを紹介するという調査研究の目的から、組織間や地域間、あるいは制度間といったより大きな枠組み・システムとしての連携体制を中心に取り上げていることを申し添える。

本報告書が取り上げた事例は、全国の取組の中でも一部であるが、連携が支援成果に好影響を与えていることを示唆している事例でもある。ここでのとりまとめが、各地域における他事業等との効果的な連携方策の推進に向けた一助になれば幸いである。

目次

第Ⅰ章 調査研究の概要	1
1. 調査研究の目的	1
2. 調査研究の流れ	1
(1) 調査研究のプロセス	1
(2) 研究班の設置	2
3. 本調査研究における「連携」の考え方	3
(1) 「連携」の視点	3
(2) 個別支援を支える「連携」	4
(3) 他制度・他事業等との「連携」	5
4. 調査の概要	6
(1) 対象自治体の選定	6
(2) 事前アンケート調査	9
(3) 訪問ヒアリング調査	9
第Ⅱ章 他事業等との効果的な連携方策に関する取組事例調査結果の概要	10
1. 調査対象自治体の選定におけるデータ整理	10
(1) 901自治体の概要	10
(2) 抽出自治体(62ヵ所)の概要	12
2. 事前アンケート調査(電話ヒアリング)結果概要	14
3. 訪問ヒアリング調査の実施	19
第Ⅲ章 他事業等との連携状況	20
1. 訪問ヒアリング調査の概要	20
(1) 訪問ヒアリング調査対象自立相談支援機関の概要	20
(2) ヒアリング項目	22
2. ヒアリング結果からみる連携方策	23
(1) 新規相談を増やすためのアウトリーチの工夫	24
(2) 相談支援における連携の工夫	32
(3) 出口支援または出口開発における連携の工夫	38
(4) 個別課題から地域課題へ(地域づくり)	48
(5) 相談支援体制の構築における連携の工夫	54
第Ⅳ章 総括	64
1. 支援成果がみられる自治体の連携方策について	64
(1) 支援成果のある自治体の抽出と連携方策について	64
(2) 具体的な連携方策の内容	64
2. 連携のパターン	66

(1) 庁内各部局と連携	66
(2) 庁外の組織・事業所と連携	67
(3) 自治体間の連携	67
3. 連携を実現するための工夫	68
(1) 工夫の主な共通点	68
(2) 連携の工夫を生み出す背景	69
4. 課題・今後に向けて	70
(1) ヒアリングから見られた課題	70
(2) 調査の課題・留意点	71
(3) おわりに・今後に向けて	71

【参考資料】

・ 調査票（電話ヒアリング調査）	75
------------------------	----

第 I 章 調査研究の概要

1. 調査研究の目的

地域の生活困窮者等への包括的な支援を展開するにあたっては、自立相談支援機関による相談支援の着実な実施とともに、法に基づく任意事業の取組や、他制度・他事業等と連携しながら地域のさまざまな社会資源を活用することによって効果的な支援成果が期待できる。

特に、平成 27 年度は、介護保険制度等の大きな制度改革や、地方創生の取組も全国で実施されることから、そうした他制度等による事業との連携も求められているところである。

しかし、制度本格施行当初は、任意事業を含めた地域の包括的な支援体制の組み立て方や、活用しうる他制度・他事業、既存の社会資源等との具体的な連携方策の実践例がまだ少なく、また、連携による取組の支援成果が見えにくいことなどから、効果的な取組を進めきれない自治体が出てくると考えられる。

このため、地域のニーズを踏まえた支援体制をどのように構築していくか、他の制度・事業等とどのように連携していくか、そして、それらを効果的な支援にどのように結びつけていくか、という道筋を示すことは重要なことと考えられる。

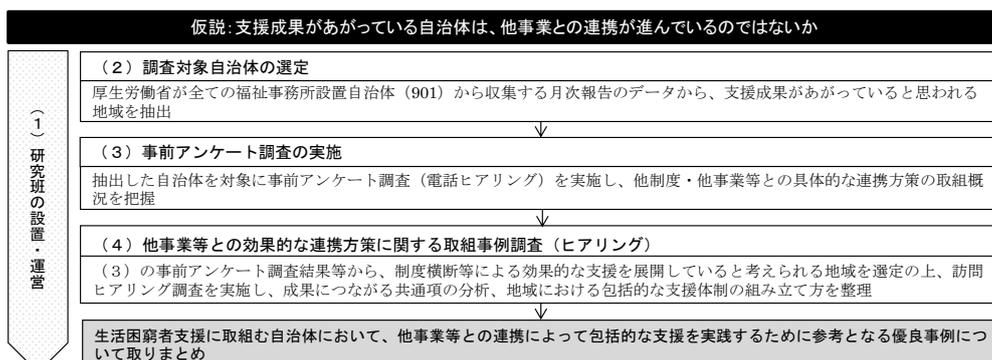
そこで、本調査研究では、いくつかの指標から条件を設定し、全国の事業実施地域から支援成果が上がっている地域を抽出した上で、効果的に包括的な支援を展開している事例を選定し、他事業等との連携がどのように支援成果につながっているかを明らかにすることを目的とする。

2. 調査研究の流れ

(1) 調査研究のプロセス

本調査研究においては、「支援成果があがっている自治体は、他事業等との連携が進んでいるのではないか」という仮説のもと、調査対象自治体を抽出した。事前アンケートや電話ヒアリングを通じて、連携内容について確認を行ったうえで、訪問調査を行った。調査の流れは、概ね以下の通りである。

図表 I-2-1 調査の流れ



(2) 研究班の設置

調査研究の進め方の確認や、調査結果の分析に関して検討を行う研究班を設置した。研究班は、生活困窮者自立支援制度に関わる有識者、実践者、自治体職員等により構成した。

図表 I-2-2 委員名簿

氏名	所属等	備考
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授	座長
土屋 幸己	公益財団法人 さわやか福祉財団	
西岡 正次	A' ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）就労支援室長	
藤川 雄一	社会福祉法人鶴ヶ島市 社会福祉協議会 鶴ヶ島生活サポートセンター 主任相談支援員	

（五十音順、敬称略）

図表 I-2-3 研究班の開催経過

回	日時	検討内容
第1回	平成27年 10月8日（木）	○調査の全体像・進め方について ○対象地域候補の考え方について ○アンケート調査の実施について ○今後のスケジュール
第2回	平成27年 12月3日（木）	○対象地域候補の考え方について ○アンケート調査の実施について ○今後のスケジュール
第3回	平成28年 2月23日（火）	○ヒアリング調査の実施結果について ○事例集の取りまとめについて ○今後のスケジュール

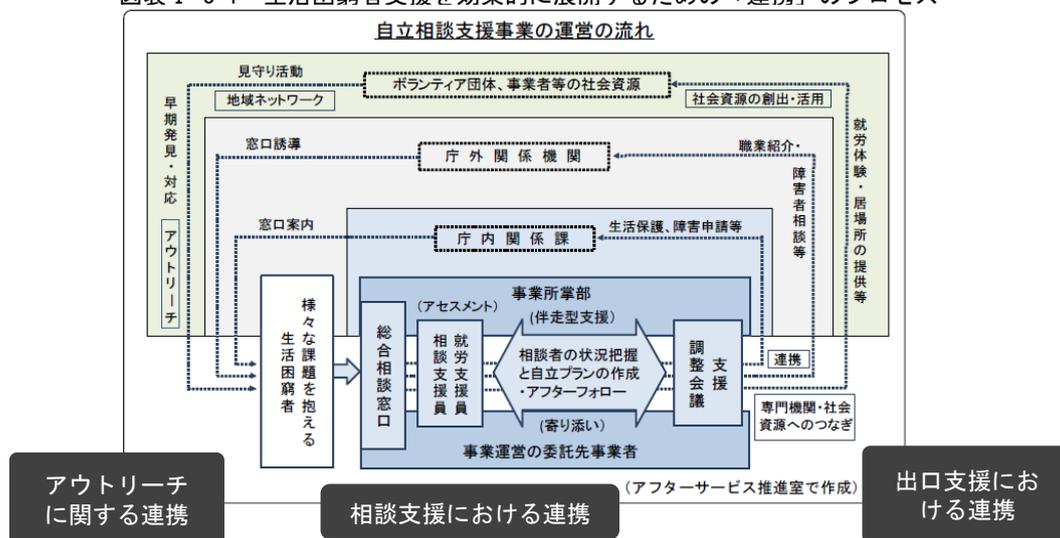
3. 本調査研究における「連携」の考え方

一般に「連携」といっても、その内容や捉え方はさまざまなレベルがあるため、本調査研究において扱う「連携」について以下に整理した。

(1) 「連携」の視点

自立相談支援機関を中心とする連携は、下図のようなプロセスが考えられ、任意事業を含めた地域の包括的な支援体制を構築しながら、庁内関係部署、庁外関係機関、地域のインフォーマルな社会資源等との連携の輪を広げて取組を展開している。本調査研究では、連携の視点をプロセスごとに整理するとともに、支援を支える体制づくりにおける連携についても整理する。

図表 I-3-1 生活困窮者支援を効果的に展開するための「連携」のプロセス



(資料：「生活困窮者自立支援法の施行に向けて－6自治体の取組－」(平成 27 年 3 月) 厚生労働省アフターサービス推進室)

このほか、個別支援から地域課題の解決に向けた展開にあたっての分野横断的な連携や、相談支援体制の構築そのものを有効な形にするために、例えば、さまざまな相談支援窓口（機能）を一カ所に集めてワンストップ化するなどの組織をまたぐ連携、地域の関係者がともに学び、意識を高めていくための人的ネットワークづくりの連携なども重要と考えられる。

こうしたことを踏まえ、本調査研究においては、「連携」の視点として、大きく以下の5つに整理し、各事例の取組を整理することとする。

- ①新規相談を増やすためのアウトリーチの工夫
- ②相談支援における連携の工夫
- ③出口支援または出口開発における連携の工夫
- ④個別課題から地域課題へ（地域づくり）
- ⑤相談支援体制の構築における連携の工夫

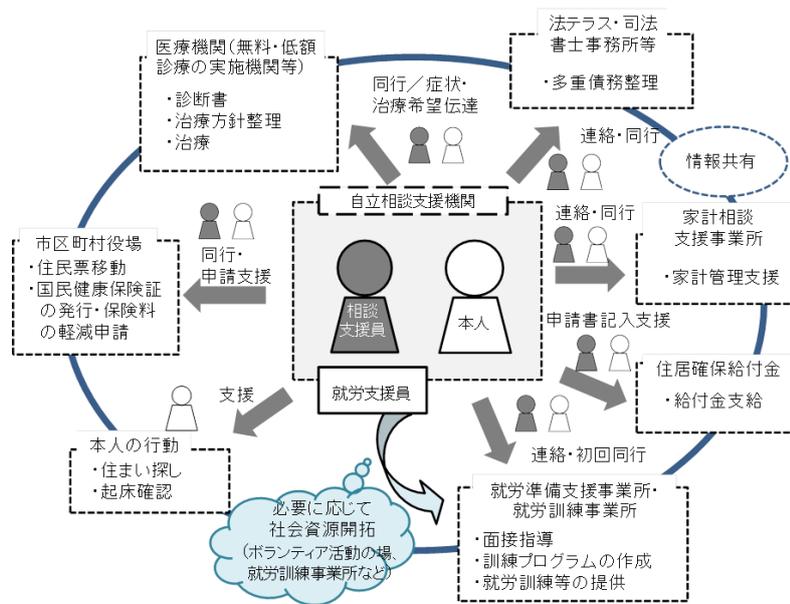
(2) 個別支援を支える「連携」

生活困窮者自立支援事業の対象者である生活困窮者は、複数に渡る課題を抱えており、そうした当事者を地域で包括的に支援するためには、多様な課題及びその背景に対応していくことが求められる。こうした動きは、自立相談支援機関のみの展開では限界があり、他の制度や地域の多様な社会資源を活用し、支援に関わる関係機関・関係者等と「連携」することが必要不可欠である。

「生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引」(※)では、本人への支援サービスの提供として、「自立相談支援機関が自ら支援するだけではなく、地域におけるフォーマル・インフォーマルの支援機関等がチームを組んで、包括的な支援を行うことが重要である」とされていることから、相談者への個別支援には自立相談支援機関以外との連携が必要であると言える。

(※) 平成 25 年度セーフティネット対策等事業費補助金社会福祉推進事業 ((一社)北海道総合研究調査会)

図表 I-3-2 支援サービス提供のイメージ



資料：「生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引」平成 25 年度セーフティネット対策等事業費補助金社会福祉推進事業 ((一社)北海道総合研究調査会) P87 より

(3) 他制度・他事業等との「連携」

本調査研究では、制度横断等による効果的な支援を展開している取組に着目している。「他制度・他事業等との連携」による取組とは、具体的に次のような取組などを想定し、各自治体へのヒアリング調査を実施した。

図表 I-3-3 他制度・他事業等との効果的な「連携」に係る取組イメージ

●他の制度事業やフォーマルサービスとの連携

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた既存の取組やネットワークを活用
- ・介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業による生活支援コーディネーターの配置、住民参加型の生活支援サービスの取組など他制度事業等との横断的な連携
- ・生活困窮者の就労支援にあたり、障害者就業・生活支援センター等との連携や、障害者の就労支援を担ってきた法人が、その対象を生活困窮者に拡大することなどによるノウハウ活用
- ・地域自立支援協議会や子ども・若者地域支援協議会等、各制度で位置づけられている協議会等が、相互に情報共有、必要に応じて共同開催する等の方法により、多様で包括的な支援を展開
- ・ひとり親家庭等の支援施策との連携

●地域福祉施策との連携

- ・地域福祉のコーディネーターによる活動など、社会福祉協議会が行う日々の活動を通じて、地域住民に対し、新制度の内容等を周知。生活困窮者の早期把握のための情報提供につなぐ
- ・寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携
- ・地域住民相互の見守り活動やサロン活動など、地域における生活困窮者支援のためのインフォーマルサービスの創出のための働きかけや、新たな地域サービスの創出（民間事業者と連携した見守り体制の構築等）

●福祉分野の枠を超えた連携

- ・農福連携、医福食農連携等の 6 次産業化を推進し、農業分野における生活困窮者の就労の場の確保（障害者や高齢者、生活困窮者等のための福祉農園の整備・活用等）
- ・自立相談支援機関が商店街の空き店舗を活用して、多世代が交流できるサロンを運営し、就労準備支援事業の利用者の社会参加の場としても展開
- ・生活困窮者が民間賃貸住宅の確保が困難な場合に、居住支援協議会による民間賃貸住宅の情報提供、居住支援協議会の構成員となっている不動産団体とのネットワークと連携

●人口減少対策・地方創生関係での連携

- ・過疎対策、人口減少対策として、生活困窮者自立支援事業を位置づけている
- ・自治体が平成 27 年度に策定する「総合戦略」に位置付けられた取組

●広域や地域間での連携

- ・自治体間で連携し、地方の農林漁業等の人手不足の地域ニーズを踏まえ、生活困窮者等の就労・社会参加の場を創出
- ・任意事業である一時生活支援事業や就労準備支援事業等を複数自治体が広域連携で展開

4. 調査の概要

(1) 対象自治体の選定

具体的な支援成果が上がっている地域において、ヒアリング調査等を通じて他制度・他事業等との連携がどのように行われ、効果につながっているかを整理・分析するため、まずは客観的な数値データを用いて、以下の手順によりヒアリング調査を実施する対象自治体の候補を抽出した。

①抽出に使用したデータ

- ・平成 27 年度生活困窮者自立支援制度に関する支援状況月次報告【901 自治体】
(厚生労働省、平成 27 年 4 月～8 月)
- ・自立相談支援事業における支援員の配置状況 (厚生労働省、平成 27 年 4 月時点)
- ・生活困窮者自立支援法に基づく各事業の実施状況に関する調査
(厚生労働省、平成 27 年 4 月時点)
- ・失業率 (平成 22 年、国勢調査より)
- ・人口及び生産年齢人口 (平成 27 年 1 月 1 日、住民基本台帳)

②抽出のための「支援成果」指標

使用したデータのうち、「平成 27 年度生活困窮者自立支援制度に関する支援状況月次報告」における集計項目から、以下を「支援成果」指標として抽出条件の設定に用いた。

※いずれも、各月の実績値

- ・新規相談受付件数 (総数)
- ・プラン作成件数 (総数)
- ・就労者数 (一般就労総数)

③抽出方法

調査対象候補を抽出するにあたっては、次の抽出条件 1～4 のいずれかの条件に合致する自治体を対象とし、人口規模別に抽出した。

これまで先行事例として主にモデル事業実施自治体の取組が把握されてきた中、平成 27 年度の法施行後から新たに取組をはじめた自治体の取組状況についても積極的に情報収集するため、抽出条件 2～3 にあてはまる地域においては、モデル事業未実施の自治体のみを抽出した。

抽出条件 1： 支援プロセス全般に関する指標

支援プロセスにおいて、人口に占める新規相談者割合→プラン作成率→就労率（就労者数／就労支援対象者）を他の自治体よりも平均以上に行っている自治体

（抽出プロセス）※1）～5）すべてに該当

- 1) 人口に占める新規相談者割合（新規相談者数／人口）が各人口規模カテゴリー内で中央値以上
- 2) プラン作成率（プラン作成件数／新規相談者数）が各人口規模カテゴリー内で中央値以上
- 3) 就労率（就労者数／就労支援対象者）が各人口規模カテゴリー内で中央値以上
- 4) 就労率（就労者数／生産年齢人口）が各人口規模カテゴリー内で中央値以上
- 5) 失業率が各人口規模カテゴリー内で中央値以上

※中央値が「0」の場合、「0より大きい」と条件設定

抽出条件 2： アウトリーチに関する指標

人口に対して新規相談者数が多い自治体

（抽出プロセス）※1）～2）すべてに該当

- 1) 人口に占める新規相談者割合（新規相談者数／人口）が、各人口規模カテゴリー内でトップ 5
- 2) 月あたりの新規相談件数が 10 件以上（計 50 件以上）

→1）～2）に該当する自治体のうち、モデル事業を実施していない自治体

抽出条件 3： プラン作成に関する指標

プラン作成率が高く、相談員一人あたりのプラン作成数が多い自治体

（抽出プロセス）※1）～3）すべてに該当

- 1) プラン作成率（プラン作成件数／新規相談者数）が、各人口規模カテゴリー内で上位 25% 以上
- 2) 月あたりの新規相談件数が 5 件以上（計 25 件以上）
- 3) 相談員一人あたりのプラン作成件数が月 5 件以上（計 25 件以上）

→1）～3）に該当する自治体のうち、モデル事業を実施していない自治体

抽出条件 4： 就労支援に関する指標

失業率が高い環境の中で、人口あたりの就労率が高い自治体

（抽出プロセス）※1）～3）すべてに該当

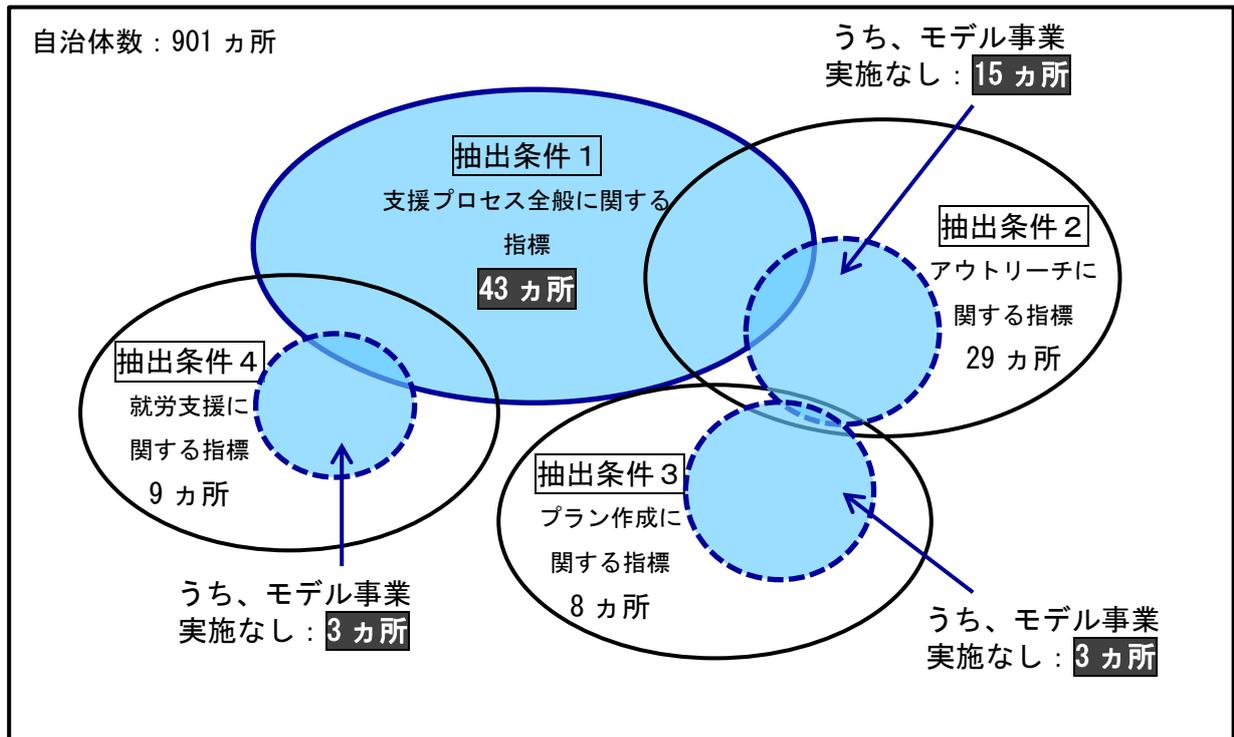
- 1) 就労率（就労者数／生産年齢人口）が各人口規模カテゴリー内で上位 25%以上
- 2) 失業率が各人口規模カテゴリー内で上位 25%以上
- 3) 就労率（就労者数／就労支援対象者）が各人口規模カテゴリー内でトップ 10

→1）～3）に該当する自治体のうち、モデル事業を実施していない自治体

④抽出の結果

「③抽出方法」の「抽出条件1」で抽出された自治体は43カ所、「抽出条件2」で抽出された自治体は15カ所、「抽出条件3」で抽出された自治体は3カ所、「抽出条件4」で抽出された自治体は3カ所であった。それぞれの抽出条件で重複して抽出された自治体を除くと、調査対象は62カ所となった。

図表 I-4-1 抽出のイメージ図



→ 調査対象：62カ所

※抽出条件が重複する自治体あり

(2) 事前アンケート調査

支援実績等のデータから抽出された自治体の具体的な連携方策の取組概況を情報収集し、制度横断等による効果的な支援を展開していると考えられる地域を選定するため、事前アンケート調査（電話によるヒアリング調査）を実施した。

①調査対象

「(1) 対象自治体の選定」によりデータから抽出された自治体 62 ヲ所

②調査方法

「事前ヒアリングシート（アンケート調査票）を郵送により発送し、後日、担当部署へ電話によるヒアリング調査を実施した。

③調査項目

- ・任意事業の実施状況、認定就労訓練事業との連携による取組について
- ・任意事業等を実施した目的、工夫していること、どのような効果が得られたか
- ・他事業等との連携による取組の目的と具体的な内容
- ・その他、地域特性等を活かした取組、社会資源との連携による取組
- ・地域の対象者の傾向
- ・地域政策上の位置づけ

(3) 訪問ヒアリング調査

「(2)事前アンケート調査（電話ヒアリング調査）」により、制度横断等による効果的な支援を展開していると考えられる地域を選定の上、詳細の取組実態を把握し、成果につながる共通項の分析、地域における包括的な支援体制の組み立て方を整理するため、訪問ヒアリング調査を実施した。

①調査対象

「(2)事前アンケート調査（電話ヒアリング調査）」の結果から選定した自治体 12 ヲ所

②調査方法

- 1)自治体、相談支援機関、または 2)関係機関（任意事業の実施機関、中心的に関わる協力団体・事業所 等）を対象とする訪問ヒアリング調査

※2)については、自立相談支援事業の地域展開において、特に関わりの深い連携先がある場合、できる範囲で協力依頼

③ヒアリング項目

※P22「1. 訪問ヒアリング調査の概要」(2) ヒアリング項目」参照

第Ⅱ章

他事業等との効果的な連携方策に関する取組事例調査結果の概要

1. 調査対象自治体の選定におけるデータ整理

調査対象自治体の選定にあたって、支援状況月次報告により 901 自治体の概要及び取扱件数、P6（「4. 調査の概要」（1）対象自治体の選定）の抽出条件に基づく成果指標の集計結果を以下に整理した。また、抽出条件に基づき選定した 62 カ所の調査対象自治体候補についても、同様に概要及び取扱件数等を示す。

※全ての項目において、4月～8月の5か月間の実績（平均件数）を集計した。

※月次報告に未記入のものは欠損として扱っていることから、合計値が 901 にならないことがある

（1）901 自治体の概要

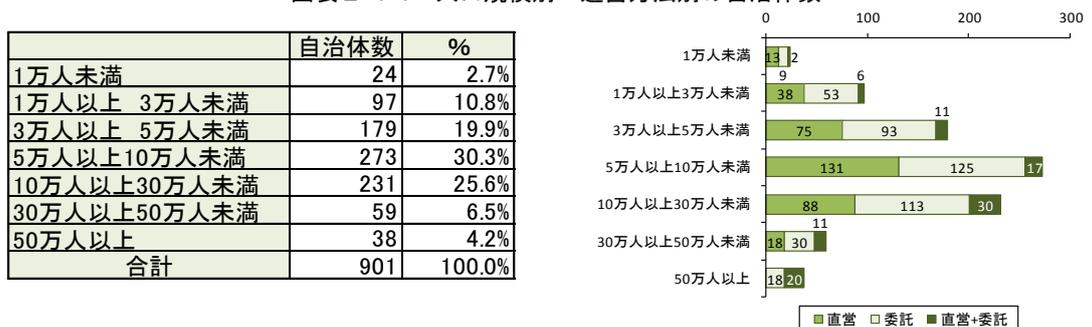
①901 自治体の概要

生活困窮者自立支援制度の事業を実施する 901 福祉事務所設置自治体における自立相談支援機関を人口規模別にみると、5 万人以上 10 万人未満が 30.3%（273 カ所）と最も多く、次いで 10 万人以上 30 万人未満が 25.6%（231 カ所）、3 万人以上 5 万人未満が 19.9%（179 カ所）などとなっている。

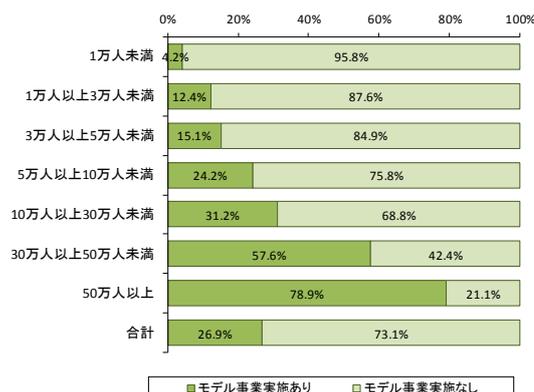
運営方法をみると、1 万人未満を除くと、直営よりも委託の方がやや多くなっている。

また、モデル事業の実施状況としては、30 万人未満の自治体において「実施あり」は約 3 割未満となっており、制度施行の 4 月から新たに事業を始めた自治体がほとんどである。

図表Ⅱ-1-1 人口規模別・運営方法別の自治体数



図表Ⅱ-1-2 モデル事業の実施状況



②取扱件数・成果指標（実績）

人口規模別・運営形態別に、取扱件数と成果指標を整理すると、それぞれ図表Ⅱ-1-3、図表Ⅱ-1-4のようである。

図表Ⅱ-1-3によると、全ての項目において、人口規模が大きくなるほど各項目の平均件数（人数）も多くなっている。図表Ⅱ-1-4によると、直営と委託では、「就労支援対象者の割合」を除き、全ての項目で委託の方が高い実績平均となっている。また、「人口に占める新規相談者割合」は、10万人未満の自治体で0.090%前後と、10万人以上の自治体の0.070%台よりもやや高く、「プラン作成率」は50万人以上が最も高いが、人口規模によりばらつきがある。就労に関する成果指標においては、人口3万～5万人、5万～10万人で、比較的高くなっている。

図表Ⅱ-1-3 人口規模別・運営形態別の取扱件数

【人口規模別】

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	
	自治体数	平均件数	自治体数	平均件数	自治体数	平均人数	自治体数	平均人数
1万人未満	23	4.65	23	0.57	23	0.39	20	0.25
1人以上3万人未満	97	19.69	94	2.68	89	1.67	83	1.66
3人以上5万人未満	179	35.16	168	5.71	162	3.83	151	3.05
5人以上10万人未満	273	60.58	272	9.92	267	6.70	257	5.46
10万人以上30万人未満	231	130.89	231	18.61	230	12.44	228	8.72
30万人以上50万人未満	59	286.39	59	56.37	59	36.54	59	21.85
50万人以上	38	796.40	38	189.29	38	96.26	38	61.00
全体	900	113.60	885	21.18	868	12.96	836	9.09

【運営形態別】

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	
	自治体数	平均件数	自治体数	平均件数	自治体数	平均人数	自治体数	平均人数
直営	362	66.87	354	9.16	347	6.99	331	4.53
委託	441	118.69	434	23.22	425	13.50	412	9.73
直営+委託	97	264.89	97	55.90	96	32.14	93	22.50
全体	900	113.60	885	21.18	868	12.96	836	9.09

図表Ⅱ-1-4 人口規模別・運営形態別の成果指標（実績）

【人口規模別】

	人口に占める新規相談者割合(%) 【新規相談受付件数/人口】		プラン作成率(%) 【プラン作成件数/新規相談受付件数】		就労者の割合(%) 【就労者/就労支援対象者数】		就労支援対象者の割合(%) 【就労支援対象者/プラン作成数】		人口に占める就労支援対象者割合(%) 【就労支援対象者/人口】		人口に占める就労者割合(%) 【就労者/人口】	
	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)
1万人未満	23	0.097	19	14.40	7	35.71	8	71.88	23	0.0072	20	0.0056
1人以上3万人未満	97	0.084	91	15.83	43	97.91	57	58.21	89	0.0074	83	0.0070
3人以上5万人未満	179	0.090	168	18.68	112	100.84	132	69.10	162	0.0099	151	0.0077
5人以上10万人未満	273	0.089	272	17.02	212	124.26	238	72.86	267	0.0096	257	0.0082
10万人以上30万人未満	231	0.079	231	15.43	212	92.60	221	72.21	230	0.0075	228	0.0052
30万人以上50万人未満	59	0.076	59	18.59	56	73.09	57	70.49	59	0.0097	59	0.0058
50万人以上	38	0.072	38	23.46	38	69.88	38	64.66	38	0.0083	38	0.0054
全体	900	0.085	878	17.12	680	100.70	751	70.29	868	0.0087	836	0.0068

【運営形態別】

	人口に占める新規相談者割合(%) 【新規相談受付件数/人口】		プラン作成率(%) 【プラン作成件数/新規相談受付件数】		就労者の割合(%) 【就労者/就労支援対象者数】		就労支援対象者の割合(%) 【就労支援対象者/プラン作成数】		人口に占める就労支援対象者割合(%) 【就労支援対象者/人口】		人口に占める就労者割合(%) 【就労者/人口】	
	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)
直営	362	0.074	348	15.14	245	86.36	271	79.04	347	0.0076	331	0.0056
委託	441	0.092	434	18.39	346	93.29	389	65.55	425	0.0097	412	0.0071
直営+委託	97	0.093	96	18.61	89	168.98	91	64.47	96	0.0086	93	0.0098
全体	900	0.085	878	17.12	680	100.70	751	70.29	868	0.0087	836	0.0068

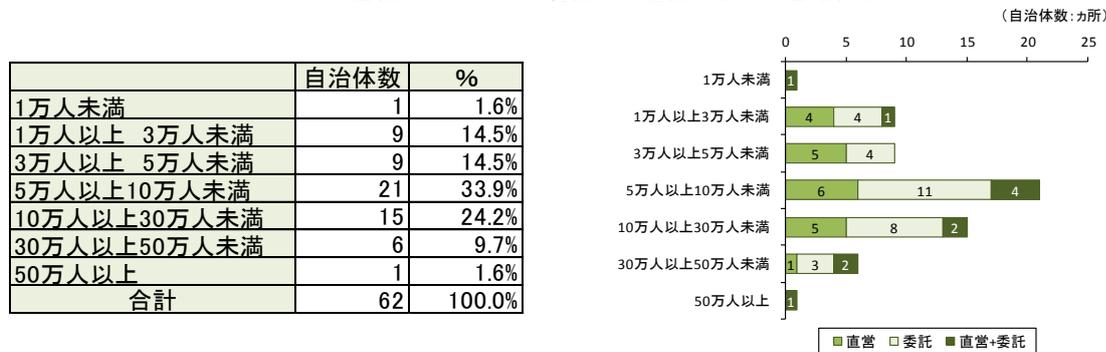
(2) 抽出自治体（62カ所）の概要

①抽出自治体の概要

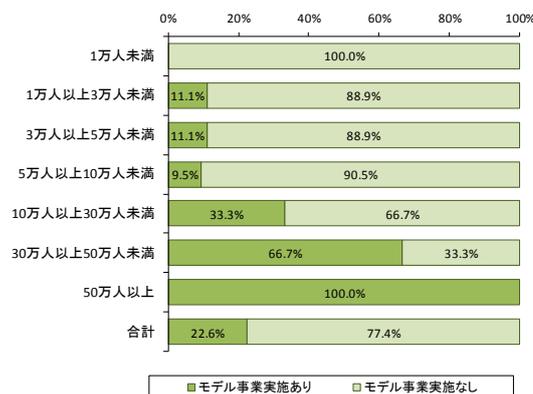
抽出条件に基づき調査対象候補として選定した62カ所の自治体の自立相談支援機関を人口規模別にみると、5万人以上10万人未満が33.9%（21カ所）と最も多く、次いで10万人以上30万人未満が24.2%（15カ所）、1万人以上3万人未満と3万人以上5万人未満が続き、概ね901自治体と近い構成となっている。

また、モデル事業の実施状況としては、901自治体の結果と同じく全体で約7割が「未実施」であり、特に30万人未満の自治体において「実施あり」は1割～3割であった。「抽出条件1」以外では、成果指標が条件に合致する自治体のうち、「モデル事業を実施していない自治体」を選定していることから、モデル事業未実施の自治体からも、相当程度が実績値に基づき選定することができた。

図表Ⅱ-1-5 人口規模別・運営方法別の自治体数



図表Ⅱ-1-6 モデル事業の実施状況



②取扱件数・成果指標（実績）

人口規模別・運営形態別に、取扱件数と成果指標を整理すると、以下のようである。いずれの項目も、901自治体と比べ実績平均が押し上げられている。

図表Ⅱ-1-8によると、各成果指標については、人口規模によりばらつきがあり、直営と委託では、「人口に占める新規相談者割合」と「就労支援対象者の割合」を除く項目で、委託の方が高い実績平均となっている。また、「人口に占める新規相談者割合」と「就労者の割合」では、直営+委託が最も高くなっている。

図表Ⅱ-1-7 人口規模別・運営形態別の取扱件数

【人口規模別】

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	
	自治体数	平均件数	自治体数	平均件数	自治体数	平均人数	自治体数	平均人数
1万人未満	1	4.00	1	1.00	1	2.00	1	1.00
1万人以上3万人未満	9	48.89	9	4.11	8	3.38	9	4.56
3万人以上5万人未満	9	63.22	9	7.89	9	5.22	8	7.13
5万人以上10万人未満	21	119.67	21	17.05	21	12.14	21	21.14
10万人以上30万人未満	15	191.60	15	46.93	15	24.27	15	20.07
30万人以上50万人未満	6	428.00	6	107.33	6	39.83	6	27.17
50万人以上	1	553.00	1	134.00	1	76.00	1	58.00
全体	62	153.58	62	31.44	61	16.56	61	17.46

【運営形態別】

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	
	自治体数	平均件数	自治体数	平均件数	自治体数	平均人数	自治体数	平均人数
直営	21	140.62	21	19.38	20	13.90	21	10.48
委託	30	129.70	30	30.93	30	17.60	29	17.76
直営+委託	11	243.46	11	55.82	11	18.55	11	30.00
全体	62	153.58	62	31.44	61	16.56	61	17.46

図表Ⅱ-1-8 人口規模別・運営形態別の成果指標（実績）

【人口規模別】

	人口に占める新規相談者割合(%) 【新規相談受付件数／人口】		プラン作成率(%) 【プラン作成件数／新規相談受付件数】		就労者の割合(%) 【就労者／就労支援対象者数】		就労支援対象者の割合(%) 【就労支援対象者／プラン作成数】		人口に占める就労支援対象者割合(%) 【就労支援対象者／人口】		人口に占める就労者割合(%) 【就労者／人口】	
	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)
1万人未満	1	0.116	1	25.00	1	50.00	1	200.00	1	0.058	1	0.0298
1万人以上3万人未満	9	0.187	9	10.64	7	172.86	7	76.19	8	0.013	9	0.0175
3万人以上5万人未満	9	0.165	9	15.85	8	203.30	9	71.98	9	0.014	8	0.0184
5万人以上10万人未満	21	0.189	21	16.47	21	431.26	21	65.90	21	0.020	21	0.0343
10万人以上30万人未満	15	0.120	15	23.48	15	96.91	15	62.23	15	0.015	15	0.0116
30万人以上50万人未満	6	0.111	6	26.84	6	67.48	6	54.77	6	0.010	6	0.0074
50万人以上	1	0.078	1	24.23	1	76.32	1	56.72	1	0.011	1	0.0082
全体	62	0.158	62	18.50	59	235.22	60	68.00	61	0.017	61	0.0210

【運営形態別】

	人口に占める新規相談者割合(%) 【新規相談受付件数／人口】		プラン作成率(%) 【プラン作成件数／新規相談受付件数】		就労者の割合(%) 【就労者／就労支援対象者数】		就労支援対象者の割合(%) 【就労支援対象者／プラン作成数】		人口に占める就労支援対象者割合(%) 【就労支援対象者／人口】		人口に占める就労者割合(%) 【就労者／人口】	
	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)	自治体数	平均(%)
直営	21	0.165	21	16.67	19	128.51	19	68.98	20	0.016	21	0.017
委託	30	0.146	30	19.93	29	168.57	30	68.26	30	0.018	29	0.019
直営+委託	11	0.177	11	18.08	11	595.22	11	65.94	11	0.012	11	0.035
全体	62	0.158	62	18.50	59	235.22	60	68.00	61	0.017	61	0.021

2. 事前アンケート調査（電話ヒアリング）結果概要

前節のようなデータ整理を踏まえ、抽出自治体 62 ヶ所に対し、事前アンケート調査を依頼した。協力を得られた 60 ヶ所の自治体に対し、電話によるヒアリング調査を実施した。

調査結果の概要は以下のとおりである。

①任意事業の実施状況

任意事業の実施状況として、「子どもの学習支援事業」を実施している自治体数が 45.0%と最も多く、次いで「就労準備支援事業」が 36.7%であった。任意事業実施数別にみると、「実施なし」が 20 自治体と全体の 33.3%を占め、次いで「1 事業」が 16 自治体で 26.7%、「2 事業」が 11 自治体で 18.3%となっている。

参考までに、各任意事業の実施自治体数や実施数の対象自治体に対する割合は、901 自治体における構成割合と比べて高くなっている。

図表Ⅱ-2-1 抽出自治体における任意事業の実施状況

	実施自治体数	対象自治体60カ所 に対する割合(%)	【参考】901自治体 における構成割合(%)※
任意事業の実施自治体数			
就労準備支援事業	22	36.7	28.1
家計相談支援事業	15	25.0	22.8
一時生活支援事業	15	25.0	19.1
子どもの学習支援事業	27	45.0	33.3
任意事業実施数別の自治体数			
4事業	5	8.3	4.0
3事業	8	13.3	9.4
2事業	11	18.3	17.6
1事業	16	26.7	23.6
実施なし	20	33.3	45.3

※「生活困窮者自立支援制度事業実施状況調査(平成27年4月)」(厚生労働省)

②任意事業等の展開で得られた効果

任意事業等を実施している 40 自治体に対して、任意事業を実施することにより得られた効果についてたずねたところ、4 月から事業を開始したばかりの自治体も多いこともあり、「まだ具体的な効果といえるものは得られていない」という回答も多かった。

そうした中で、なんらかの効果を実感している自治体からは、実施事業に応じて図表Ⅱ-2-2 のような回答を得られた。

実施数の多い「子どもの学習支援事業」については、「高校進学率アップといった具体的な数字(成果)を得られた」、「自立相談支援事業と学習支援事業の双方で対象者をキャッチし、効果的に支援につながられた」といった回答が得られた。一方、「長期的にみないと効果があるかわれづらい」という回答もあった。また、個別ケースにおいて、子どもの学習環境や生活状況等が改善される様子がみえる、といった実感に伴う効果が多いようであった。

「子どもの学習支援事業」に次いで実施の多い「就労準備支援事業」では、コミュニケーション力の向上や、就労から距離のある人の居場所としての機能などがあげられている。

図表Ⅱ-2-2 「任意事業等の展開で得られた効果」についての回答結果

	任意事業等の実施状況						回答結果
	就労準備	家計相談	一時生活	学習支援	被保護者就労準備	その他	
自治体1		●					家計の見直しができる点で、債務を抱える人へのケアにつながっている。
自治体2		●					家計相談は、今まで2件しか実績なし。金銭面の洗い出しにより、例えば保険の見直しなど、家計の改善に具体的なアドバイスをできることが困窮課題の解決につながっていく手ごたえがある。
自治体3	●	●	●	●			任意事業の利用につなげる以前の課題対応も多く、まだ効果とまでの手ごたえは得られていない。しかし、シェルター(一時生活)などは、緊急支援に欠かせなく、市内にはないが近隣市にあり、基幹道路で移動でき交通の便も悪くないため、「ある」ということが自体が重要と感じている。ひきこもりケースなどは、就労準備支援事業が必要になるであろうし、学習支援も長い目で見て必要な事業だと考えている。
自治体4	●				●		まだ少数だが、就労に至った人がいる。ただし、現場も安定し、本制度の効果が可視化されてくるのには2~3年かかるように思う。
自治体5	●	●		●	●		複合的な課題を抱えている相談者に対し、多面的な支援提供が展開できている。
自治体6				●			自立相談支援事業から学習支援事業へ、もしくは、その逆による困窮課題のキャッチができた。次年度も引き続き任意事業は学習支援事業に絞り、強化していきたい。
自治体7	●	●		●		●	自立相談支援事業は必至事業だけを実施していても相談者の自立のサポートは難しいと感じている。任意事業を出来るだけ多く実施し、相談者が利用できる支援メニューを増やすことが重要である。
自治体8	●			●	●		就労準備では、相談者が前向きになっていくのを実感している。特にひきこもりの方等は他の就労支援の活用が難しいため、就労準備支援が必要であると感じる。 学習支援については、今までは自治体として給付金等を通じて困窮家庭の子どもへの支援は行っていたが、今事業の場合、実施に子どもの様子が可視化されるところが良い点であると思う。
自治体9	●	●		●	●		これまで生活保護につなぐしかなかった人たちを、自立相談支援事業及び任意事業による支援メニューがあることで、一歩手前の支援が可能になった。生活保護に直接つなぐケースが若干だが少なくなったように感じる。
自治体10				●			モデル事業時の取組により高校進学率アップ。 学習支援事業は、無料学習教室と、訪問型(就学支援員1名・嘱託)による訪問。自立相談支援事業と学習支援事業の双方で対象者をキャッチし、効果的に相談・支援につなげられている。
自治体11			●	●			一時生活支援事業は、ホームレス状態の方が就職活動に向かうまでに必要な環境を整えるのに役立っている。ただ、2カ所のシェルターはもともDVの方の利用を目的としたもので、空きがあれば困窮者が利用できる形となっており、利用が重なるため、次年度からは委託とする予定。
自治体12	●			●	●		生活保護受給者も生活困窮者も就労自立までには距離がある。そうした方達の、日常生活自立、社会生活自立を支援するために、任意事業が役立つ。子ども学習支援は小5からの受入を行っており、早めの対応が可能。
自治体13	●			●			就労準備支援事業において、就労意欲とコミュニケーション力の向上を実感している。学習支援事業では、子どもの学習への取組と、親への助言や面談を通して、子どもの学習環境と学習習慣が改善されているように感じる。
自治体14			●				無料低額宿泊所は、住環境等の事情により、住まいに課題のある女性のニーズに対応できないことが多い。シェルターも満室で入れないこと等があるため、一時生活支援事業の実施により、途切れのない支援を展開できていると感じる。
自治体15	●	●	●				任意事業を実施していることで、本制度の不透明な部分(どういった支援を受けられるのか、どんな効果があるのか等)を明確にすることができ、市民の方々や関係機関の理解を得やすい環境ができています。また各相談支援員についても、プラン作成時に活用できる事業の選択肢が広がり、困窮者が制度の狭間に陥ることがないよう幅広い支援が実施できると共に、複数機関による多角的な視点を生かした支援体制が構築できています。
自治体16	●	●	●	●	●	●	4月スタートなので、わかりやすい数値効果はまだ出ていないが、就労者や家計管理能力が向上した人が数名でてきている。
自治体17	●	●	●	●	●	●	就労準備は5件と多くはないが、閉じこもっていた人が出てくるなど、就労から距離がある人の居場所となって機能している。家計は自立を委託している社協と同じなので一体的・効果的に運用できている。

③他事業等との連携による取組

「他事業等との連携による取組」として回答のあった内容について、その取組における連携の目的としてあてはまる項目を複数回答で聞いたところ、「1.早期把握/アウトリーチ」が最も多く、次いで「3.就労先や就労訓練の場の開拓」となっている(次頁、図表Ⅱ-2-3)。

図表Ⅱ-2-3 「他事業等との連携による取組」における連携の主な目的

連携の目的	件数(複数回答)
1. 早期把握／アウトリーチ	29
2. 地域での見守り	5
3. 就労先や就労訓練の場の開拓	19
4. 社会参加の場の創出	5
5. 支援調整会議等の効率的・効果的運営	8
6. 支援メニュー整備(住まい・衣食・金銭等)	8
7. その他	8

図表Ⅱ-2-4 具体的な取組内容(主な回答結果)

項目(目的)	主な回答結果
1. 早期把握／アウトリーチ	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携のための会議体の設置等、庁内関係部署(主に徴収に携わる部署)への制度周知 ・地域包括支援センター、居宅支援員等の他機関・他専門職等への事業説明研修会を実施 ・関係会議への出席 ・山間部への訪問活動 ・ひきこもり支援のNPOとの連携 ・民生委員との連携・情報収集 ・社協の高齢者、障がい者等を対象とする既存事業との連動 ・関係機関への情報提供シートの配布 ・委託の場合も庁内に窓口を設置することにより、他部署からのつなぎをスムーズにすることや既存窓口(福祉課等)の窓口を広げたワンストップ体制の構築 ・市内に配置されているコミュニティ・ソーシャル・ワーカーによるアウトリーチ・訪問相談 ・子ども・若者支援地域協議会との情報共有、子ども若者自立支援センター事業との一体実施による「ひきこもり」等就労困難者の把握 ・地域自立支援協議会の部会等で、生活困窮者支援についても検討 ・町村役場、町村社協との連携
2. 地域での見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・社協の事業としてサロン開催。社会参加の場と見守りを兼ねて実施 ・コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとの連携による継続的な見守り体制の構築 ・地域包括支援センターと連携し、単身高齢者について孤立を防ぐなどの取組を対応
3. 就労先や就労訓練の場の開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援は県の就労支援員に委託 ・就労支援員を専任で設置し、担当者が事業所に直接出向く等して事業所のニーズの汲み取り(商店街や事業所に出向き、軽作業等の切り分けをお願い、等) ・市内外の企業、商工会を訪問し、地域の社会資源開拓。障害者就業・生活支援センターとも連携強化 ・県の事業で子ども若者地域支援センターの運営をNPOに委託。ひきこもり者の就労支援をセンターと連携して実施。センターでは体験就労が可能な事業所との関係があるため、就労のステップとして有効 ・福祉事務所で無料職業紹介の届出を提出、ハローワークでの職業紹介では仕事が見つかりにくい人に対するアルバイトを含む個別求人情報の提供 ・社協との連携により、障害者雇用に積極的な事業所を中心に営業活動 ・障害事業所、介護事業所を、訓練やボランティア活動の場として開拓 ・ハローワークと連携し、生活困窮者支援に理解がある事業所に市職員が出向いて事業所を開拓 ・就労先の開拓として、飲食関係の事業所10~12カ所と就職面接会を実施 ・地域就労支援事業による「就労体験事業」との連携により、就労準備支援を実施 ・被保護者・困窮者の就労体験の受け入れを無償でしてくれる協力事業所を開拓。条件を設定し、独自の認証制度に取り組む
4. 社会参加の場の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先の独自事業としてWAMの補助金を活用しコミュニティスペースを運営。居場所としての機能の他、面接練習等就労訓練の支援も実施 ・子どもの居場所事業として、地元居酒屋で不定期開催のこども食堂を開始 ・社協ボランティア、地域の放課後子ども教室でのボランティア参加等を通じた社会参加
5. 支援調整会議等の効率的・効果的運営	<ul style="list-style-type: none"> ・支援調整会議(庁内開催)に毎回ハローワーク職員も参加。午前支援調整会議を行い、ハローワーク職員はその足で午後から生活保護就労促進事業の出張相談として庁内で就労相談を実施 ・自立相談支援機関が中心となり、福祉分野の関係協議会(自立支援協議会、地域ケア会議、要保護等)の構成員をあつめ、情報交換会を開催予定 ・月1回、市社協+2福祉法人+担当課職員にて支援調整会議を実施
6. 支援メニュー整備(住まい・衣食・金銭等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員から寄付を募り、面接に向けて衣服の準備がない方にスーツの貸し出しを行うなどの自前の取組 ・セカンドハーベストジャパンと協力して緊急時の食糧提供 ・自立相談支援事業の委託先が社協であるため、社協の実施事業(貸付け等)の活用はスムーズ
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの就労ナビゲーターとの連携 ・自立相談支援員について、社協からの在籍出向 ・庁内外で生活困窮者自立相談支援事業に関わる人・機関で年に2回ほど連携会議を実施

④その他、支援に有効に作用している取組

前述の「③他事業等との連携による取組」として回答いただいた内容の他、各自治体として「支援に有効に作用している」と考えられる取組をたずねたところ、下表のような取組があげられた。

ハローワークを中心に、高齢分野の相談支援機関など「既存の他制度（分野）事業との連携」や、「都道府県事業との連携」が比較的多いほか、庁内・庁外の連携、委託先団体の自主事業との連携などがあげられた。

図表Ⅱ-2-5 支援に有効に作用している取組（主な回答内容）

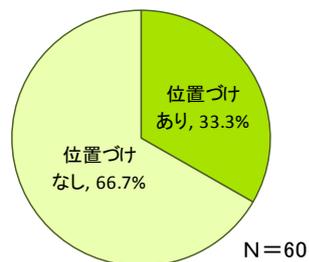
他制度（分野）事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・制度開始前より、生活保護世帯の就労支援としてハローワークと連携しており、そのことが制度施行後も順調につながっていると思われる。 ・高齢者安心センターと連携している。高齢者安心センターの支援対象者は80代以降の高齢者がほとんどだが、その子ども（50代、60代等）や世帯としての困窮が把握された場合、同センターの担当者と共に訪問相談を行う等している。 ・就労訓練の場の開拓を行う際、実際に出向くのは市職員であるが、ハローワークの担当部門と連絡を密に取り合っている。ハローワークが経験を活かし、事業に関心のありそうな事業所の選別を行っているため、効率的に訪問が出来ると思う。 ・ハローワークが自立相談窓口のある市庁舎の隣にあるため、連携がとりやすい。失業してすぐにも働くことができそうな人であれば、すぐつなぐことができ、それが実績として就労率アップにつながっているものと思われる。 ・生活保護受給者の就労に積極的な事業所（お弁当屋）が市内に1ヶ所ある。正規・非正規問わず、受け入れをさせていただきやすい。こうした既存の資源も部分的に活かすことができている。
都道府県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都事業のチャレンジネットを活用し、住まいに課題を抱える相談者に対して事業利用のための同行支援をする等している。 ・県が情報連絡会を設けており、そこで多少各地の情報交換ができています。ただ、形式的なもので、具体的に広域で連携していることはまだない。（他の市の方が相談にきた際につなぐ、程度） ・自立相談支援事業開始以前から、県として、「フチャイト事業」を実施。（短時間勤務を提供し、就労のステップとする内容。受入先は主に清掃業）。現在は県事業を活用して支援を提供している。 ・大阪府の社会貢献事業、生活困窮者レスキュー事業との事例ごとの連携。 ・一時生活支援事業、ホームレス巡回相談を大阪府で広域実施している。
連絡会議等による 庁内連携	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連絡会議を開催しているため、この中で、税・国保等、庁内の各課とは年2回、生活困窮者自立支援法・制度の説明や、自立相談支援機関等の実績を説明し、情報をつなげてもらえるよう協力依頼。 ・庁内の連携においては、「生きる支援会議」というものがあり、生活困窮を含め、安心な生活のための課題解決を庁内一丸となって取り組んでいる。この中で、生活困窮者支援に関連する部署と情報交換し、窓口につなげてもらうことや、支援調整会議への出席を依頼するなどしている。
庁外の社会資源との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・都会と違い、居場所の創出はひきこもりの対策として有効ではない（コミュニティが狭いため、ひきこもりが出てきにくい）。担当課ではどの地域にどんな困窮者がいるのかおおよそ把握しているが、人の入れ替わりの目立つ集合住宅の把握は困難なので、民生委員と協力している。ひきこもり対応について、民生委員を対象にセミナーを開催。 ・県の弁護士会と協定を結び、定期的に庁内で相談を受けつけてもらっている。財産分与や親権について等、弁護士を必要とする相談も多いため、必要性を感じている。
委託先団体の 自主事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業の受託先の自主事業として、地域の住民や事業所等から食料提供をうけ、フードバンクに取り組んでいる。 ・自立相談支援事業の委託先が、NPO法人フードバンクOSAKAと一緒に「子ども食堂」を実施。子どもの貧困、ひとり親家庭のお母さんなどが気軽に集まり、その中で相談があれば受け付ける、というサロンづくり兼アウトリーチの場づくり。
地域づくりを視野に入れた連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市の主産業は漁業。後継者不足が課題となっていることから、水産課と連携し、学習支援事業を受けている子どもたちに、地元漁協を巻き込み漁業体験プログラム（遠洋漁業、魚をさばく、等）を提供。地元水産高校にも進学してほしいという願いがあり、実際に進学を希望する子どもも出てきた。単に進学や勉強を教える、というだけでは、子どもの働くという目的意識を醸成できないことから、キャリア教育という視点で取り組んでいる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・無料職業紹介の資格を行政や委託先が取得することにより、就労先の開拓・斡旋に加え、就業体験を促し、出口へ効果的につなげている。 ・身寄りがなく、生活にゆとりのない高齢者を対象に、終活事業を実施している。 ・他部署からのつながりが多い背景として、同市では福祉専門職を積極的に採用していることが挙げられる。庁内の色々な部署に福祉の視点を持った人が配置されている。

⑤地域政策上の位置づけ

「自立相談支援事業や任意事業等の生活困窮者支援の取組は、地域政策上、どのように位置づけられているか」についてたずねたところ、何らかの「位置づけがある」と回答したのは、全体の約3割であった。

「位置づけがある」と回答した自治体の具体的な内容としては、総合計画の中に位置付けられている（または文言として入っている）、地域福祉計画の重要施策に盛り込まれている、など計画への位置づけがほとんどであった。

図表Ⅱ-2-6 地域政策上の位置づけの有無



3. 訪問ヒアリング調査の実施

「2. 事前アンケート調査（電話ヒアリング調査）」により、制度横断等による効果的な支援を展開していると考えられる地域を12カ所選定し、訪問ヒアリング調査を実施した。12カ所の実績状況等については、次のとおりである。

訪問ヒアリング調査の結果、把握した各地域の取組の詳細については、第Ⅲ章で紹介する。

図表Ⅱ-3-1 訪問ヒアリング対象自治体の実績状況等の概要

(1)人口5万人未満

都道府県	自治体	モデル事業	運営方法	人口	生産年齢人口	新規相談者	プラン作成数	就労支援対象者	就労者	人口に占める新規相談者割合(%)		プラン作成率		就労率(就労支援対象者を母数)(%)		就労率(人口を母数)(%)		失業率(%)						
										ランク	ランク	ランク	ランク	ランク	ランク	抽出①	抽出②	抽出③	抽出④					
徳島県	三好市	0	直営	28,975	15,130	32	3	2	8	0.110	25	9.4	47	400.0	2	0.053	4	6.77	37	1				
兵庫県	加東市	0	直営	39,814	24,473	107	5	5	4	0.269	2	4.7	120	80.0	47	0.016	45	5.93	108		1			

(2)人口5万人以上10万人未満

都道府県	自治体	モデル事業	運営方法	人口	生産年齢人口	新規相談者	プラン作成数	就労支援対象者	就労者	人口に占める新規相談者割合(%)		プラン作成率		就労率(就労支援対象者を母数)(%)		就労率(人口を母数)(%)		失業率(%)							
										ランク	ランク	ランク	ランク	ランク	ランク	抽出①	抽出②	抽出③	抽出④						
福岡県	古賀市	0	直営+委託	58,370	36,704	457	7	3	158	0.783	1	1.5	240	5266.7	1	0.430	1	6.13	161			1			
沖縄県	糸酒市	0	委託	60,128	38,561	108	25	16	13	0.180	17	23.1	68	81.3	85	0.034	18	11.77	2	1					

(3)人口10万人以上30万人未満

都道府県	自治体	モデル事業	運営方法	人口	生産年齢人口	新規相談者	プラン作成数	就労支援対象者	就労者	人口に占める新規相談者割合(%)		プラン作成率		就労率(就労支援対象者を母数)(%)		就労率(人口を母数)(%)		失業率(%)							
										ランク	ランク	ランク	ランク	ランク	ランク	抽出①	抽出②	抽出③	抽出④						
埼玉県	上尾市	0	直営	227,897	142,336	236	102	61	27	0.104	55	43.2	12	44.3	146	0.019	21	5.73	158				1		
千葉県	我孫子市	0	直営	133,216	80,134	274	11	6	4	0.206	3	4.0	190	66.7	95	0.005	136	6.42	101			1			
大阪府	茨木市	1	直営+委託	278,782	175,072	218	47	19	14	0.078	101	21.6	53	73.7	86	0.008	95	6.68	85	1					
兵庫県	伊丹市	0	直営	201,912	126,489	223	28	23	22	0.110	44	12.6	101	95.7	67	0.017	28	6.42	100	1					

(4)人口30万人以上50万人未満

都道府県	自治体	モデル事業	運営方法	人口	生産年齢人口	新規相談者	プラン作成数	就労支援対象者	就労者	人口に占める新規相談者割合(%)		プラン作成率		就労率(就労支援対象者を母数)(%)		就労率(人口を母数)(%)		失業率(%)							
										ランク	ランク	ランク	ランク	ランク	ランク	抽出①	抽出②	抽出③	抽出④						
神奈川県	横須賀市	0	直営+委託	418,277	248,982	616	298	30	6	0.147	5	48.4	3	20.0	55	0.002	52	6.88	16			1	1		
岡山県	倉敷市	1	委託	483,722	291,505	347	113	46	28	0.072	25	32.6	8	60.9	27	0.010	22	6.43	23	1					
宮崎県	宮崎市	1	直営+委託	405,750	248,719	316	56	40	26	0.078	22	17.7	27	65.0	23	0.010	19	6.36	27	1					
沖縄県	沖縄県	1	委託	329,551	207,958	216	72	59	53	0.066	30	33.3	7	89.8	11	0.025	4	11.02	1	1					

第Ⅲ章 他事業等との連携状況

1. 訪問ヒアリング調査の概要

(1) 訪問ヒアリング調査対象自立相談支援機関の概要

第Ⅱ章で示したプロセスにおいて抽出した 62 自治体のうち、協力を得られた 60 自治体に対し、電話ヒアリングにて取組の概況を把握した。更に取組の詳細を確認するべく、12 の自治体を選定し、訪問ヒアリングを実施した。

図表Ⅲ-1-1 事例対象地域の一覧

地域	基本情報	運営形態	任意事業					所管部署	条 件 抽 出
			就労準備	家計	一時	学習	その他		
(1)埼玉県 上尾市	人口：227,897 人 面積：45.51 km ²	直営	—	—	—	●	—	健康福祉部 生活支援課	3
(2)千葉県 我孫子市	人口：133,216 人 面積：43.15 km ²	直営	—	—	●	次年度 検討	—	健康福祉部 社会福祉課	2
(3)神奈川県 横須賀市	人口：418,277 人 面積：100.83 km ²	直営＋ 委託	●	●	—	●	●	福祉部 生活福祉課	2・3
(4)大阪府 茨木市	人口：278,782 人 面積：76.49 km ²	直営＋ 委託	●	●	●	—	●	健康福祉部 福祉政策課	1
(5)兵庫県 伊丹市	人口：201,912 人 面積：25.00 km ²	直営	次年度 検討	次年度 検討	—	●	—	健康福祉部 自立相談課	1
(6)兵庫県 加東市	人口：39,814 人 面積：157.55 km ²	直営	次年度 検討	—	●	—	—	福祉部 社会福祉課	2
(7)岡山県 倉敷市	人口：483,722 人 面積：355.63 km ²	委託	次年度 検討	次年度 検討	●	●	—	社会福祉部 福祉援護課	1
(8)徳島県 三好市	人口：28,975 人 面積：721.42 km ²	直営	—	●	—	—	—	環境福祉部 地域福祉課	1
(9)福岡県 古賀市	人口：58,370 人 面積：42.07 km ²	直営＋ 委託	—	●	—	●	—	社会福祉部 福祉課	2
(10)宮崎県 宮崎市	人口：405,750 人 面積：643.67 km ²	直営＋ 委託	●	—	—	●	—	福祉部 社会福祉課	1
(11)沖縄県 糸満市	人口：60,128 人 面積：46.63 km ²	委託	—	—	—	●	●	福祉部 社会福祉課	1
(12)沖縄県	人口：329,551 人 (圏域人口) 面積：1,304.76 km ² (圏域面積)	委託	●	—	—	●	—	子ども生活 福祉部 福祉政策課	1

※各自自治体の任意事業の実施状況は平成 28 年 3 月現在のもの。

出典：＜人口＞住民基本台帳（平成 27 年 1 月 1 日）

＜面積＞全国都道府県市区町村別面積調（平成 27 年 10 月 1 日）

図表Ⅲ-1-2 自治体の抽出条件（再掲）

抽出条件1： 支援プロセス全般に関する指標

支援プロセスにおいて、人口に占める新規相談者割合→プラン作成率→就労率（就労者数／就労支援対象者）を他の自治体よりも平均以上に行っている自治体

抽出条件2： アウトリーチに関する指標

人口に対して新規相談者数が多い自治体
→該当する自治体のうち、モデル事業を実施していない自治体

抽出条件3： プラン作成に関する指標

プラン作成率が高く、相談員一人あたりのプラン作成数が多い自治体
→該当する自治体のうち、モデル事業を実施していない自治体

抽出条件4： 就労支援に関する指標

失業率が高い環境の中で、人口あたりの就労率が高い自治体
→該当する自治体のうち、モデル事業を実施していない自治体

※詳細の抽出プロセスについては P7 参照。

(2) ヒアリング項目

訪問した自立相談支援機関における主なヒアリング項目は次のとおりである。

【自治体職員、自立相談支援機関】

○基本情報

- ・電話ヒアリングによる聞き取り事項の確認・補足（開設時期、運営形態、職員体制等）
- ・支援実績（相談件数の推移、相談につながった経路、対象者層、就労者数等のデータ）
- ・関係機関等の情報の整理（関係機関等の一覧・実施体制、各主体との連携の目的等）

○体制構築に至る経緯について

- ・地域ニーズの把握、任意事業を含めた包括的な支援体制構築の組み立ての検討
- ・これまで活用した他事業等の取組プロセス

○他事業等との連携による取組の具体的内容

- ・取組の目的・背景
- ・他事業等との連携による取組から得られた効果
- ・事業実施による効果の把握・評価方法

○課題と今後の展望

- ・支援成果をあげるための取組の工夫
- ・現在行う連携事業・体制の中で見えてきた課題
- ・地域政策における生活困窮者支援の今後の展望

○他事業等との連携によって、効果的な支援が展開できたと考えられる個別支援事例

- ・終結の有無を問わない1事例についての詳細把握
 - 基本属性（性別、年代、成育歴等）
 - 支援経過プロセス
 - 本人や地域の関係機関とのやりとりにおいて実施したこと
 - 本人の変化と本人のニーズに応じた地域資源の活用、地域の変化
 - 残された課題

【関係機関（任意事業の実施機関、中心的に関わる協力団体・事業所 等）】

○基本情報（※団体・事業者の概要/事業構成、職員体制等）

○自立相談支援機関との連携の実情、あり方

○効果的な支援を実施するためのポイント

2. ヒアリング結果からみる連携方策

12の自治体を訪問し、取組事例について詳細なヒアリングを行った。調査したほぼ全ての自治体においては、何らかの連携方策を確認することができた。

自立相談支援機関が連携している内容として、支援プロセスと体制づくりという連携の視点ごとに整理すると図表Ⅲ-2-1 のとおりである。以下、それぞれの連携の取組ごとに事例を紹介する。

図表Ⅲ-2-1 連携方策内容

連携の視点	内容	自治体	主な連携先
(1)新規相談を増やすためのアウトリーチの工夫	①CSW との情報共有	茨木市、糸満市	CSW
	②情報共有シート	加東市	民生委員、庁内関係部署等
	③地域資源との連携	我孫子市	不動産事業者、弁護士会、地域包括支援センター 等
	④庁内関係部署に出向いての相談対応	茨木市	庁内関係部署（住民対応窓口）
	⑤離島・町村との連携	沖縄県	町村、町村社協
(2)相談支援における連携の工夫	①行政主管部局と委託先自立相談支援機関の役割の明確化	倉敷市	庁内関係部署、民間支援機関 等
	②プラン共有	上尾市	社協、市内の社福 等
	③教員 OB との連携	横須賀市	子ども支援員（教員 OB）
(3)出口支援または出口開発における連携の工夫	①就労訓練・体験	上尾市、横須賀市、伊丹市、古賀市、宮崎市	地元の事業所、商工会議所、ハローワーク 等
	②広域連携	加東市	周辺自治体
(4)個別課題から地域課題へ（地域づくり）	①限界集落へのアプローチ	三好市	集落支援員、庁内関係部署
	②買い物難民対策・地域産業の担い手不足対策	糸満市	CSW、漁協、地元水産高校等
	③耕作放棄地の活用	茨木市	農家、認定就労訓練事業所
(5)相談支援体制の構築における連携の工夫	①組織の新設	伊丹市、倉敷市	庁内
	②在籍型出向	伊丹市	社協
	③ワンストップによる相談体制	沖縄県	国、県、労働団体、経済団体等
	④全庁における情報共有	加東市	庁内関係部署
	⑤公開研修会	横須賀市	市内外の支援機関

(1) 新規相談を増やすためのアウトリーチの工夫

本制度が対象とする生活困窮者は、地域から孤立し自ら SOS を発することができない人も多いことが考えられる。そうした人たちを早期に発見し、支援につなぐことは困窮状態の深刻化を防ぐ予防的な役割も担っている。厚生労働省によると、本制度の新規相談者数の目標数値は「人口 10 万人あたり 20 件/月」(※) であるが、その目標を達成していない自治体も少なからず存在し、生活困窮者は未だ潜在的に多くいると考えられる。そうした対象者にアウトリーチするためには、既存の地域資源との連携が重要と考えられる。

(※「生活困窮者支援制度の取組状況」平成 27 年 9 月 14 日 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議資料)

①CSW との情報共有～CSW と連携してアウトリーチ

地域の生活困窮者を発見して支援につなぐネットワークをつくるためには、インフォーマルな資源も含めて、地域の社会資源と連携を図ることが重要である。

地域の社会資源との連携のための有効な手段として、地域住民と近い関係で地域福祉活動を担うコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW と表記）との連携が考えられる。ここでは、CSW との連携事例として、地域の法人に委託して CSW を配置している大阪府茨木市と、社会福祉協議会への委託により CSW 配置している沖縄県糸満市の 2 つの事例を取りあげる。

なお、「これからの地域福祉のありかたに関する研究会」では、CSW と同様の役割を担うとする「地域福祉のコーディネーター」について、地域福祉活動を促進する役割を果たす者であるとされており、本制度が求めている地域の中に埋もれているニーズを把握する仕組みと近い役割になっている。しかしながら、CSW の配置は全国で展開される公的制度として位置づけられてはおらず、全ての自治体に配置されているわけではなく、地域独自に CSW の配置が推進されているため、その進め方は多様である。

図表Ⅲ-2-2 地域福祉のコーディネーターの役割

- ①専門的な対応が必要な問題を抱えた者に対し、問題解決のため関係する様々な専門家や事業者、ボランティア等との連携を図り、総合的かつ包括的に支援する。また、自ら解決することのできない問題については適切な専門家等につなぐ。
- ②住民の地域福祉活動で発見された生活課題の共有化、社会資源の調整や新たな活動の開発、地域福祉活動に関わる者によるネットワーク形成を図るなど、地域福祉活動を促進する。

出典：地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－
(これからの地域福祉のありかたに関する研究会 平成 20 年 3 月)

事例 1 CSW 等と連携した積極的なアウトリーチ | 大阪府茨木市

- 人口● 278,782 人（住民基本台帳 平成 27 年 1 月 1 日）
- 運営方式● 直営+委託（茨木市社会福祉協議会）
- 任意事業●
 - ・就労準備支援事業（NPO 茨木プラッツ）
 - ・家計相談支援事業（茨木市社会福祉協議会）
 - ・一時生活支援事業（広域実施）
 - ・その他事業：法律相談事業（大阪弁護士会）

1 主な連携先 | CSW、民生委員

2 連携内容

大阪府内では地域福祉支援計画（平成 15 年 3 月）に基づき、府内自治体において CSW の配置が進められてきている。その中でも茨木市は、人口規模に比して CSW の配置数が多い。また、他市では社会福祉協議会へ一括して委託し CSW を配置している例が多いが、茨木市では、概ねの中学校区である 14 地区に CSW を配置し、それぞれに根ざした社会福祉法人や、医療法人、NPO 法人など、多様な法人に委託のうえ、住民に近い距離における見守り活動の実施や、商業施設の一角にて相談会の開催などを行っている。加えて、課題に応じた関係機関を集めてケース検討会を開催し、地域で見守り活動を支える体制づくりに取り組んでいる。

茨木市では、支援の入口のアウトリーチ部分における、困窮世帯の発見・つなぎの点で CSW と連携している。具体的には、茨木市内の CSW 設置法人で構成される「CSW 協議会」の事務局に本制度の担当者が関わり、また、CSW が定期的な支援調整会議（年 6 回）へ参加している。ケースに関係する CSW がいる場合は、個別ケースについての随時の支援調整会議に参加するなど、情報共有を常に行っている。

取組に関連する事業

<コミュニティソーシャルワーカー配置事業（平成 18 年度～）>

- ・大阪府地域福祉支援計画（平成 15 年 3 月）に基づき、茨木市では平成 18 年度より、社会福祉法人や NPO 法人などに委託して、「いきいきネット相談支援センター」が設置され、市内 14 地区に各 1 名ずつのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置することとなった。
- ・当該計画において、CSW は、福祉に関する幅広い知識を持ち、見守りや相談から適切なサービスへの引き継ぎ、各種サービスの利用申請の代行など要援護者への支援を行うこととされている。また、困難ケースや複数の機関との連携が必要な事例に関して、見守りやサービスなどの調整を図るため、課題に応じたケース検討会も開催することとなっている。

3 連携の成果

茨木市では自立相談支援事業を直営で行っているため、地域の具体的な課題が市役所や自立相談支援機関に集まりやすい状況にある。CSW 事業を特定の法人へ一括委託するのではなく、14 地区に根差した各種法人に委託することで、市役所や自立相談支援機関に集まった地域の課題について情報の共有が可能となる。また、そのような法人が地域に点在することで、生活困窮世帯へのアウトリーチにも効果が期待され、ひいては地域福祉の底上げにつながるが見込まれている。

事例2 CSWが担う地域づくり（移動商店等） | 沖縄県糸満市

- 人口● 60,128人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 委託（糸満市社会福祉協議会）
- 任意事業●
 - ・学習支援事業（教育振興会）
 - ・その他事業：地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（糸満市社会福祉協議会）

1 主な連携先 | CSW、自治会、介護事業者、高校、障害福祉サービス事業者

2 連携内容

糸満市におけるCSWは、地域の「自助」「共助」の仕組みづくりをミッションとしており、生活困窮者支援においては地域の課題発見からその解決方策まで取り組んでいる。糸満市では自立相談支援事業の「その他事業」として糸満市地域福祉コーディネーター配置事業（共助の基盤づくり事業）を位置付けており、糸満市社会福祉協議会への委託により実施している。

具体的には、ミニデイサービスが終わった後の場所を開放して「移動商店」を開催し、市内の障害者就労継続支援施設で栽培した野菜等を販売している。障害者の就労支援と地域住民の買い物支援が同時に達成されており、さらには住民同士のコミュニケーションが生まれ、居場所にもなっている。

取組に関連する事業

<糸満市地域福祉コーディネーター配置事業（平成25年度～）>

- ・糸満市の地域福祉計画の中において、地域の福祉課題を解決するための新たな仕組みづくりを推進する「地域福祉コーディネーター（CSW）」の配置を定めており、平成25年より、福祉圏域3圏域のうち1圏域において、市の単費にて展開してきた。
- ・糸満市の地域福祉計画（平成25～29年）では、市内3圏域に「地域福祉コーディネーター（CSW）」をそれぞれ1名ずつ、計3名配置することを位置づけた。

3 連携の成果

買い物難民や居場所対策、地域住民の交流の促進等、CSWが地域の多様な課題を発見し、自助・共助のネットワークを活用した新たな社会資源を創出し、課題解決を図っている。そのほか、10年程前に途絶えた自治会のまつりを、地域住民や高校生を巻き込んで復活させたり、地域貢献に対しての意識が高い地域住民を束ねてボランティアの自助グループを結成したりするなど、住民を主体とした課題解決に結びついている。

②情報共有シート

地域の関係機関が生活困窮者への理解を深めていると、様々な切り口から生活困窮者を発見できる可能性がある。そのため、多くの庁内外の関係機関と連携することは、生活困窮者の早期発見に有効である。しかしながら、多種多様な関係機関全てと顔の見える関係を構築することには時間を要することから、制度開始の初期段階における関係機関内の情報共有には工夫が求められる。下記に取り上げる兵庫県加東市では、共通フォーマットを用いて庁内外の関係機関とアウトリーチのための情報共有を図っている。

事例 「情報提供シート」の活用 | 兵庫県加東市

- 人口● 39,814人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 直営
- 任意事業●
 - ・一時生活支援事業（直営）
 - ・被保護者就労準備支援事業（次年度実施検討事業）

1 主な連携先 | 民生委員、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）
庁内関係部署 等

2 連携内容

加東市では、困窮世帯について情報を収集するため、また、関係機関との情報連絡ツールとして、「情報提供シート」を作成し、庁内外に配布している。

シートは「庁外用」と「庁内用」の2種類を作成。「庁外用」シートは、困っている人がいるか、地域課題は何か等を把握するようになっている。加東市では、庁外用の情報提供シートを個別案件のアウトリーチのために情報提供を依頼するのと同時に、地域のニーズを把握するものとしても位置付け、今後の自立相談支援事業の任意事業の可否を検討するためのものとしても活用している。

「庁内用」シートは、支援調整会議（参加者はP61を参考）に参加するメンバー・担当課を中心に活用されている。また、事業周知及び情報提供シートの配布は、関係機関の会合や会議に合わせて行う（※）など、周知の工夫にも取り組んでいる。

（※：教育機関へは生徒の長期休暇中の8月に訪問・説明する等）

図表Ⅲ-2-3 情報提供シート(庁外用)

【記載例】孫の不登校
生活困窮者情報提供シート

担当地区名を記載してください。 ●●● 地区

住所 社123

氏名(世帯員)	年齢	続柄	性別	困っていること				
				お金	健康	仕事	生活	その他
1 加東 太郎	67	主	男		○			
2 加東 花子	65	妻	女		○			
3 加東 真子	40	長女	女	○		○		
4 加東 英男	15	孫	男					○
5								
6								
7								
8								
9								
10								

お困りごとを具体的に記入してください

○世帯主は専介護らにより寝たきり状態。世帯の経済的困窮により、十分なサービスを受けられず、妻が在宅で介護。○妻は夫の介護疲れでうつ病を発症。○娘は、離婚後、長男(孫)を連れ実家で同居。仕事が見つからず、両親の年金を頼りに生活している。○孫は、転校により学校になじめずいじめにあい不登校の様子。

裏面【困窮世帯例】に想定される例を挙げています。ご参照ください。

注) 1. 一世帯1枚で記入して下さい。
2. 把握されている範囲で構いませんので、わかる範囲で記入して下さい。

【困窮世帯例】

例1) 経済的困窮により、いじめにあい不登校。親にも、地区からは話しかけづらい。電気がガスも止まっている様子。
例2) 母子世帯で、アパート暮らし、地域との付き合いは薄く、見るからに親の表情が暗く、ほとんどアパートに引きこもっている。(生活面での相談相手がいらないのでは?)
例3) 数年前より、こころの病気で働けなくなり、近隣の住民に時折暴言が見られる。また、特定の人物に対する被害差別的言動も目立つ。隣人が注意をすると、竹の棒で追い回された。
例4) 正規職員で勤務していたが、リストラされ、働く意欲はあるが自信がない。最近は何度も消費者金融で借金をし、生活費に充てている様子。隣人にも「お金を貸してほしい」と頻りに頼んでいる。

上記はごく一部の例です。すべての事象に「生活困窮者」の窓口が対応するのではなく、身の危険を感じるなど緊急の場合、警察や、保健所など、地域で通報などの対応をしていただくことが必要です!

出典：加東市提供資料

3 連携の成果

加東市は、米の主要産地で裕福な農家が多く、三世帯同居率が高いといった地域性もあり、自ら困窮の認識を持って相談窓口を訪れる利用者は少ない。しかしながら、これまでのケースワークの取組等を通して潜在的な生活困窮者の存在を認識していたことから、「情報提供シート」を作成し、アウトリーチに取り組むこととした。実際に情報提供シートから新規相談者につながるケースが多く、情報提供シートがアウトリーチとして重要な役割を担っていると言える。

加東市では、「情報提供シート」の配布のみで連携に至ったわけではなく、早くから市の福祉職員が地域の民生委員や地域包括支援センター等と連携をしていた背景から、「情報提供シート」が機能しているといえる。

③地域資源との連携

地域に根差した社会資源との連携により、自立相談支援機関単独では把握が難しかった潜在的な生活困窮者にアウトリーチすることも可能になると考えられる。庁外の社会資源と顔の見える関係を構築するためのきっかけづくりに取り組む千葉県我孫子市の事例を取り上げる。

事例 庁外の関係機関・インフォーマルな社会資源等との連携構築 | 千葉県我孫子市

- 人口● 133,216 人（住民基本台帳 平成 27 年 1 月 1 日）
- 運営方式● 直営
- 任意事業●
 - ・一時生活支援事業（直営）
 - ・学習支援事業（次年度実施検討事業）

1 主な連携先 | 不動産事業者、千葉県弁護士会、地域包括支援センター 等

2 連携内容

我孫子市社会福祉課の生活相談では、制度施行前より年間延べ 700 件ほどの相談を受けており、そのほとんどが庁内からつながれてくるケースであった。つながれてくる相談者は、債務や DV、離婚、養育費等の法律問題、住まいの問題等を抱えていることが多く、庁内だけでは解決できない課題が多く見られていた。そのため、制度施行に際しては、弁護士会や不動産業者など、各種支援を提供する地域資源との連携が必要との認識を強めていた。

制度施行後は、庁外連携構築のため、相談支援機能を持つ地域の機関への挨拶回りなどを強化したほか、地域の不動産事業者に対し、生活保護受給者の入居の相談を行うことなどを通じて関係構築し、不動産業者が把握した家賃滞納ケースや強制退去直前のケースを必要に応じて自立相談支援機関につないでもらうなど、双方で連絡を取り合う関係を築いている。

その他の関係構築方法として、地域包括支援センターが主体となって開催している月 1 回の勉強会など庁外の会議等に積極的に参加することや、市内 10 ヶ所にある障害者支援の相談窓口「障害者まちかど相談室」に出向くなどして、情報交換や関係構築の糸口としており、生活困窮者層を把握するための連携の輪を広げてきている。

3 連携の成果

庁内ネットワークに加え、庁外の関係機関・社会資源等とのネットワークを広げることにより、地域の生活困窮者層の把握及び支援メニューの充実につなげている。さらに、勉強会に参加している弁護士と顔見知りになったことから、市と協定を結ぶに至り、平成 26 年 10 月より、毎月第 1 木曜日に相談者、弁護士、自立相談支援機関の 3 者で行う弁護士巡回相談を開始した。さらに、多重債務の相談について迅速な対応をするため、平成 27 年 1 月より新たに協定を結び、個別の出張相談を開催するに至った。

④庁内関係部署に出向いての相談対応

庁内に自立相談支援機関の相談窓口を設置している場合においても、生活困窮者は、必ずしも自立相談支援機関の相談窓口へ最初に相談に訪れることとは限らない。そのため、相談窓口を有する庁内関係部署との連携は重要である。以下では、事業周知やつなぎの依頼に加えて、自立相談支援員が積極的に庁内の他部署に足を運ぶことで関係構築の取組を行う茨木市の事例を紹介する。

事例 庁内関係部署窓口に出向いての相談対応 | 大阪府茨木市

- 人口 ● 278,782人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式 ● 直営+委託（茨木市社会福祉協議会）
- 任意事業 ●
 - ・就労準備支援事業（NPO 茨木プラッツ）
 - ・家計相談支援事業（茨木市社会福祉協議会）
 - ・一時生活支援事業（広域実施）
 - ・その他事業：法律相談事業（大阪弁護士会）

1 主な連携先 | 庁内関係部署（住民対応窓口）

2 連携内容

庁内の各窓口对生活困窮に係る相談があった際には、可能な限り自立相談支援機関職員が各部署の窓口まで出向き、一緒に相談対応を行うこととしている。庁内における相談の「たらい廻し」を避ける効果があるほか、当該機関が支援の司令塔となって、ケースに対する各部署の役割を明確化するねらいもある。

当初は、情報共有のために庁内で統一の受付シートを作成することも検討したが、各部署ともそれぞれの対応方針があり、また、現実的に顔が見えるかたちの連携の方が効果的に相談支援の対応ができるとして、自立相談支援機関の相談支援員が状況に応じて庁内の各相談窓口に出向くように整えた。

自立相談支援機関の役割をより理解してもらうため、自立相談支援機関が自ら「動いてみせる」ことを重視している。

3 連携の成果

他部署の相談窓口に出向いて相談者の課題を一緒に解きほぐすことで、自立相談支援事業担当部署との役割分担が明確化されてきている。

⑤離島・町村との連携

町村部では、ほとんどの福祉事務所設置自治体が都道府県であることから、町村が把握している相談者に関する情報の共有に工夫が求められる。また、県によっては、町村が離島、遠隔、飛び地などのため自立相談支援員が迅速に動けない状況にある場合もあり、町村との連携に対応が求められるところもある。以下では、離島を含む管轄町村との情報共有に取り組む沖縄県の事例を紹介する。

事例 町村からの相談のつなぎ | 沖縄県

- 人口● 329,551人（住民基本台帳 平成27年1月1日（圏域人口））
- 運営方式● 委託（（公財）沖縄県労働者福祉基金協会）
- 任意事業●
 - ・就労準備支援事業（（公財）沖縄県労働者福祉基金協会）
 - ・学習支援事業（就学援助学習支援 NPO 法人エンカレッジ、NPO 法人珊瑚舎スコーレ）
 - ・被保護者就労準備支援事業（（公財）沖縄県労働者福祉基金協会）

1 主な連携先 | 町村、町村社協

2 連携内容

沖縄県が設置している4つの自立相談支援機関のうち、久米島に設置されているものを除く3つの自立相談支援機関は、それぞれの地域の都市部に立地しており、都市部から離れた町村住民は自立相談支援機関に直接相談に行きにくい状況にある。また、本制度において沖縄県は県内の町村を所管しているものの、県として町村や離島の生活に困窮している個人の情報を即時的に入手することは難しいこともあり、町村役場、及び町村社協との連携方法が模索されてきた。

そこで県では、圏域ごとの町村福祉担当者を対象に、意見交換会を繰り返し行っている。この際、町村に対し、生活困窮に係る新たな体制構築を促すのではなく、これまでに行ってきた町村民からの「困りごと相談」の延長線上に本制度があることを理解してもらうことに留意している。また、沖縄県が主催する本制度の人材育成研修においては、自立相談支援機関の相談員のほか、町村職員や町村社協職員にも積極的な参加を促している。自立相談支援機関に直接関係していない団体や担当者にも制度の視点を身につけてもらうことで、アウトリーチ機能が広がることを期待している。

なお、沖縄県社協が市町村社協に対し積極的に本制度に関する周知活動を行っており、町村社協の本制度の理解は深いことから、町村社協との連携も進みつつある。

3 連携の成果

ケースを通じて具体的な連携の事例を重ねていくことで、関係機関が自立相談支援機関につながるべきケースかどうかの判断が可能になってきており、本島に設置された自立相談支援機関だけでは不足していた町村部のアウトリーチ機能の充実が図られてきている。

(2) 相談支援における連携の工夫

本制度においては多様な課題を複合的に抱えている相談者が想定されており、相談支援員は、アセスメントから支援提供に至るプロセスにおいて、地域の関係機関との連携が不可欠である。以下では、3つの視点から取組事例を紹介する。

①行政主管部局と委託先自立相談支援機関の役割の明確化

自立相談支援機関を委託にて運営している場合、行政の主管部局と委託先自立相談支援機関それぞれが担う役割を明確にすることで、行政と委託先の強みを活かしつつ、効果的に自立相談支援機関を運営することが可能となる。たとえば、主管部局が庁内からの相談者のつなぎのサポートや、主管部局と関わりのある地域資源と委託先との新たな関係構築のサポートなど、行政の強みである調整力・発信力を発揮することで、自立相談支援機関は、本来業務である個別相談支援の支援メニューを増やし、支援の充実を図ることが可能となると考えられる。

事例 自立相談支援機関と庁内外機関との関係構築のサポート | 岡山県倉敷市

- 人口● 483,722人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 委託（社会福祉法人めやす箱）
- 任意事業●
 - ・学習支援事業（ワーカーズコープ）
 - ・一時生活支援事業（NPO法人かけはし）
 - ・被保護者就労準備支援事業（株式会社パソナ岡山）

1 主な連携先 | 庁内関係部署、医療機関、民間の支援機関 等

2 連携内容

本制度施行当初、倉敷市の自立相談支援事業主管部局は、庁内外の関係機関に対して積極的に本制度の周知や自立相談支援機関における支援内容、及び相談者のつなぎの依頼等、自立相談支援機関と庁内外機関との連携に関する協力要請を行った。それらの役割分担について周知したことで、自立相談支援機関が個別支援に集中できる環境を整えた。

具体的には、庁内外の関係者を集めて月1回の定例会議を開催し、個別ケースについての情報共有や役割分担について議論する場を設けた。定例会議の参加機関は、自立相談支援機関と主管部局に加え、生活保護担当課、子ども支援担当課、消費生活関係部署、障害部署、高齢部署、保健所、医療機関（精神）、社会福祉協議会等である。なお、緊急を要するケースがある場合は、随時会議を開催することとしている。

また、庁内と庁外の関係機関に参加を要請し、事例検討・ワークショップを行った。そこでは、生活困窮者を取り巻く課題について毎回違うテーマを設定して情報共有及び関係づくり等を行うこととしている。また、庁内外の関係機関を招集して各種会議を開催する際は、当日の司会や進行は自立相談支援機関が担当し、庁内外の関係機関への参加の呼びかけは主管部局及び自立相談

支援機関から行うこととしている。

3 連携の成果

主管部局及び自立相談支援機関が、行政と民間の強みを活かして積極的に自立相談支援機関と他部署・他機関とが情報共有できる場を設けることで、自立相談支援機関と他部署・他機関とのネットワークの土台を構築した。その結果、自立相談支援機関は個別支援に注力することが可能となった。また、自立相談支援機関の連携先の選択肢が増えたことで、多様な相談者のニーズに応えることも可能となってきた。

②プラン共有

本制度では、支援調整会議においてプランの適切性を協議し、支援提供者がプランを共有することが求められている。ここでは、迅速なプラン共有を見据えて、関係機関との連携に取り組んでいる埼玉県上尾市の事例を紹介する。

事例 庁外の生活困窮者支援者・団体とプランを共有 | 埼玉県上尾市

- 人口● 227,897 人（住民基本台帳 平成 27 年 1 月 1 日）
- 運営方式● 直営
- 任意事業●
 - ・学習支援（委託先：（一社）彩の国子ども若者支援ネットワーク）

1 主な連携先 | 上尾市社会福祉協議会、
彩の国あんしんセーフティネット事業者

2 連携内容

上尾市の自立相談支援事業担当課では、地域福祉を推進する立場の「上尾市社会福祉協議会」と、生活困窮者支援の実績がある「彩の国あんしんセーフティネット事業」（下記「取組に関連する事業」参照）の事業者との連携が、上尾市における自立相談支援事業の推進の柱となることを準備段階から認識しており、制度施行後徐々に連携を深化させていった。

自立相談支援機関を直接訪れた相談者については、ファーストコンタクトの情報をもとに暫定プランを作成し、すみやかに同意書のサインを求めており、受け付けた相談のほとんどに対して暫定プランを作成することとしている。相談受付後すぐに相談者を自立相談支援機関から他機関へつなぐ場合においても、既に暫定プランが作られていることから、他機関へつなぎの連絡を入れる際に、同時にプラン共有を行っている。

また、社会福祉協議会と彩の国あんしんセーフティネット事業者もそれぞれ相談窓口を有しており、各団体の相談窓口で受け止めた相談者については、その場で簡単なアセスメントを行ったうえで自立相談支援機関につないでいる。

支援調整会議は月 1 回の定例開催とし、社会福祉協議会と彩の国あんしんセーフティネット事業者が毎回出席している。個別支援の中から必要とされた課題についても議論し、地域づくりに向けての意見交換も継続的に行っている。また、彩の国あんしんセーフティネット事業の「社会貢献支援員」も支援調整会議に参加し、他市町村の動向や社会資源について客観的な視点で助言を行っている。

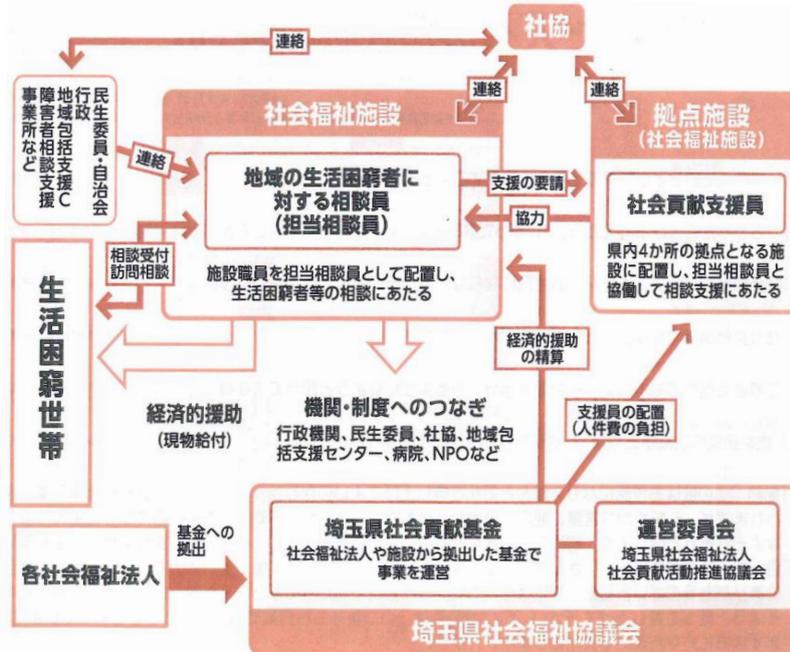
取組に関連する事業

<彩の国あんしんセーフティネット事業（平成 26 年 10 月～）>

- ・平成 26 年 10 月より、埼玉県社会福祉法人経営者協議会を中心とする「埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」が、県内を 4 ブロックに分けて事業を展開。ブロック毎の担当者として、社会貢献支援員を配置。
- ・事業に参加している各地域の社会福祉法人が、地域の生活困窮者に対して相談支援及び経済的支援（現物給付）等を行っている。上尾市においても 2 つの社会福祉法人が参加し、生活困窮者に対しての相談受付・訪問相談を行っている。
- ・上尾市は平成 27 年度以降の自立相談支援事業の体制を検討していく際に、当該事業と連携していくことが

市内における生活困窮者支援に効果的と判断し、支援調整会議の参加等を含む連携体制を整えることとした。

図表Ⅲ-2-4 彩の国あんしんセーフティネット事業 取組フロー図



出典：「彩の国あんしんセーフティネット事業」パンフレットP2（平成26年9月 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会）

3 連携の成果

自立相談支援機関が受け付けた相談者についてはほぼ全てのケースに対して暫定プランを作成することとしているため、他機関へのつなぎにより課題の解決がなされると思われるケースについても、つなぎの連絡時に暫定プランの共有を行っている。そのことによって、つなぎ先機関の役割が明確になり、円滑な支援開始につながっている。

また、各機関が把握した生活困窮者の情報もアセスメント結果とともに自立相談支援機関につながれている。その後、月1回の支援調整会議の場でケースの状況が共有されていることから、自立相談支援機関による支援が終結した後も、関係機関を含めた、地域における見守りが可能となっている。

さらに、定期的な情報共有の場を設けたことにより、各機関が提供する支援内容・ノウハウ・組織の仕組み等の相互把握が進んだことから、それぞれの機関への相談者のつなぎが円滑になり、互いの機関の強みを活かした支援への活用が進んでいる。連携している関係機関それぞれが窓口機能を有していることから、市役所内に設置されている上尾市の自立相談支援機関窓口を訪れづらい人であっても、社会福祉協議会や彩の国あんしんセーフティネット事業者の窓口であれば気軽に相談に訪れることができ、「市役所には相談に行きづらい」といった直営によるデメリットを連携により補っている。

③教員 OB との連携

本制度の対象者が持つ多様な課題にアプローチするため、地域のキーパーソン等が持つネットワークの活用も有効であると考えられる。例えば、学校の教員経験者などは、これまでの指導経験を活かして学習支援の担い手といった直接的な支援を行うだけでなく、教員経験者が持つネットワークも支援の下支えとして有効に機能する。

事例 教員OBネットワークを活かした支援 | 神奈川県横須賀市

- 人口● 418,277 人（住民基本台帳 平成 27 年 1 月 1 日）
- 運営方式● 直営+委託（NPO みらいじぶん生活・らしく）
- 任意事業●
 - ・就労準備支援事業（直営）
 - ・学習支援事業（NPO アンガージュマン・よこすか）
 - ・その他事業：エンディングプラン・サポート事業（直営）
- ・家計相談支援事業（NPO みらいじぶん生活・らしく）
- ・被保護者就労準備支援事業（直営）

1 主な連携先 | 子ども支援員 障害担当課 等

2 連携内容

横須賀市では、平成 24 年から子ども支援員を新規配置し、生活保護世帯や困窮世帯の子どもへのアプローチを開始した。また、平成 27 年度からは本制度の学習支援事業として、生活保護制度と一体的に支援を行っている。子どもの教育とともに精神面のサポートが必要な場合も多いことから、保健師と元校長の教員 OB の 2 名を子ども支援員として配置している。保健師のスキルを活かすとともに、子どもへの学習支援や生活環境改善に向けて元教員 OB が訪問をメインとして各種相談支援を実施している。また、子ども支援員による世帯の訪問のほか、NPO 法人アンガージュマン・よこすかによる集合型学習支援教室も展開している。

支援している保護世帯及び困窮世帯で知的障害のボーダー層の世帯員がいる場合、障害認定及び障害年金の手続き支援も行っている。その際、過去の成績表など学童期の資料が必要となるが、成績表を保管していない場合も多い。そうした際に、本人の了承を得て、教員のネットワークを活かして対象者の過去の教職員を探し出し、知的判定手続きに必要な書類を調達することもある。

学童期の担任を探し出す等の調整には時間がかかることから、生活保護のワーカーのみで対応することは難しい側面があったが、子ども支援員の配置により必要な書類の調達がスムーズに進むようになった。

3 連携の成果

障害のある方が障害手帳を持たないままの場合、本来受給資格がある障害年金を受給できず、将来的に生活保護の受給にいたる可能性があることから、本来受給資格のある障害年金による生計維持を視野に入れ、障害手帳の取得を支援している。そのことが、障害手帳未取得の場合に受給可能性のあった生活保護費の抑制にもつながっており、図表Ⅲ-2-5によると、知的障害者で障害年金未受給者の手帳取得を支援することにより、2,000万円以上の市費削減効果があるとの試算が出ている。

図表Ⅲ-2-5 こども支援員の支援と効果の試算

◀ 障害者手帳を持たないまま大人になった知的障害者の障害年金の受給を支援する ▶

		23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績	27年度 見込	
負担費用	子ども支援員	配置人数(26年度までは実績)	0人	1人	1人	2人	2人
		1人当り人件費(年間単)	¥1,317,000	¥1,317,000	¥1,317,000	¥1,317,000	¥1,317,000
		国庫補助・負担率 ※1	100%	100%	100%	100%	50%
		本市負担額 A	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,317,000
子ども支援員の支援による財政効果	内 証	小学校当時の教員を探し、証言を得て、障害年金受給に至った人数	1人	1人	6人	8人	4人
		障害基礎年金1級(知的障害)	0人	0人	0人	0人	0人
		年額 ¥966,000 受給支援による小計	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
		障害基礎年金2級(知的障害)	1人	1人	6人	8人	4人
	年額 ¥772,800 受給支援による小計	¥772,800	¥772,800	¥4,636,800	¥6,182,400	¥3,091,200	
	受給支援をした累積人数	1人	2人	8人	16人	20人	
	受給支援した障害年金の年間受給額合計 B	¥772,800	¥1,545,600	¥6,182,400	¥12,364,800	¥15,456,000	
	25% 本市の一般財源削減効果 B×25%=C	¥193,200	¥386,400	¥1,545,600	¥3,091,200	※1 ¥3,864,000	
	75% 国の効果額 ※2	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	
		費用対効果 C-A	¥193,200	¥386,400	¥1,545,600	¥3,091,200	¥2,547,000

こども支援員の第1の業務は、貧困家庭の子供を訪問し、不登校・学習などの相談に応じ、学力の向上や健全な成長を援助して、貧困の連鎖を防止することです。

他方、本市のこども支援員には、本市独自の支援策として、第2の重要な支援業務が課せられています。

「障害者手帳を持たないまま大人になった知的障害者に対して、障害年金受給を支援する」業務です。

困窮相談にやってくる市民の中には、「障害者手帳を持たないまま大人になった方々」も、実は混在しています。

この方々は、本来ならば知的障害の年金を受給できるのですが、実際には手帳も取得せず、年金も貰っていません。

この方々が障害年金を受給するためには、どうしても小学校の成績表が必要となります。

しかし、成績表は亡失していることがほとんどなので、当時の教員の証言を得ると言う代替手法を講じています。

こども支援員は、この「証言」を得るために、当時の小学校の担任教員を探し出し、証言書を作成してもらうという、非常に時間と手間のかかる専門的な作業を行っています。

この作業は、生保ワーカーには荷が重過ぎ、こども支援員を配置するまでは、あまり成功しませんでした。

しかし、財政効果は大きいことが、以前から指摘されていました。

そこで、こども支援員を配置した平成24年度からは、同支援員の第2の業務として支援を開始した結果、

着実に大きな成果が上がってきました。

障害年金は、ほとんどの場合、一旦支給が決定されれば、ほぼ一生の支給が約束されます。

このため効果は年々確実に増えます。この累積効果こそ、こども支援員の第2の功績と言えます。

(※1: 国庫補助: 平成27年度から、生活困窮者自立支援法の施行に伴って、補助率が1/2になる。)

(※2: 国の効果: 知的障害者の年金は、無拠出制度であり一般財源から繰入れるため、国にとっての財政効果はない。)

出典: 横須賀市提供資料

(3) 出口支援または出口開発における連携の工夫

本制度では、すぐには一般就労に向かうことができない相談者も少なくなく、就労支援から居場所開発などの多様な支援メニューを持つことが望まれる。

単に就労や訓練の場を設けるのではなく、相談者のニーズに寄り添いながらステップを踏んで、相談支援の延長線上において支援を行うことが重要である。

以下では、就労訓練開発と居場所づくりの事例を紹介する。

①就労訓練・体験

就労の経験が乏しい相談者等にとっては、就労訓練により自信を取り戻し、生活リズムが改善するなどが期待されている。一方で、そうした支援の提供には地域企業との関係構築が不可欠であり、受入事業所に対して、相談者の状況や変化を共有することが必要である。

以下では、地域の就労関係の社会資源との関係構築の取組（埼玉県上尾市）、就労支援メニュー開発の取組（神奈川県横須賀市、兵庫県伊丹市）、市の既存事業を活用し、庁内関係部署と連携した出口支援の取組（兵庫県伊丹市、福岡県古賀市）、認定訓練事業所との関係構築に関わる取組（宮崎県宮崎市）、周辺自治体との協働による就労準備支援の取組（兵庫県加東市）の事例を取り上げる。

事例 1 地域の就労関係の社会資源の発掘・つなぎ | 埼玉県上尾市

- 人口● 227,897 人（住民基本台帳 平成 27 年 1 月 1 日）
- 運営方式● 直営
- 任意事業●
 - ・学習支援（委託先：（一社）彩の国子ども若者支援ネットワーク）

1 主な連携先 | ハローワーク、商工会議所、上尾市社会福祉協議会、
彩の国あんしんセーフティネット事業所

2 連携内容

上尾市では、相談者の特性や希望にあった出口の選択肢を提供するために、生活保護の就労支援担当やハローワーク、商工会議所と連携し、企業開拓や求職情報の共有、出口の確保に努めている。

ハローワークとの具体的な連携内容としては、相談者の求職の内容が固まってきた段階で、本人とともにハローワークに出向き、本人、ハローワーク職員、自立相談支援機関の 3 者で臨時的支援調整会議を行っており、求人情報等も踏まえながら、今後の方向性について検討を行うこととしている。商工会議所には、本制度の概要や、具体的な市内の生活困窮者像を、個人情報を伏せた形で情報提供している。

また、彩の国あんしんセーフティネット実施事業所（「取組に関連する事業」参照）では、自主事業としてボランティアとしての就労体験の受入を行っており、雇入につながった実績もある。

そのほか、就労関係の社会資源発掘のための取組として、自立相談支援事業の就労支援担当と生活保護の就労支援担当とが合同で、毎週月曜日に就労支援会議を開催している。月曜日に開催する理由としては、毎週日曜に新聞の折り込みチラシで求人が出ることが多いためであり、それらの情報を元に企業情報や市内の就労環境について情報共有を行っている。

取組に関連する事業

<彩の国あんしんセーフティネット事業（平成 26 年 10 月～）>（再掲）

- ・平成 26 年 10 月より、埼玉県社会福祉法人経営者協議会を中心とする「埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」が、県内を 4 ブロックに分けて事業を展開。ブロック毎の担当者として、社会貢献支援員を配置。
- ・事業に参加している各地域の社会福祉法人が、地域の生活困窮者に対して相談支援及び経済的支援（現物給付）等を行っている。上尾市においても 2 つの社会福祉法人が参加し、生活困窮者に対しての相談受付・訪問相談を行っている。（事業の取組フロー図は P35 参照）

3 連携の成果

本人、ハローワーク、自立相談支援機関の 3 者にて支援調整会議を行うことで、就労に向けた支援の方向性を共有できている。実際に求人を見ながら話をするすることで、相談者に対し、就労に向けた具体的なイメージを持ってもらうことも可能となっている。

また、商工会議所に対し、市内の生活困窮者像とその就労ニーズについて個人情報を伏せた形で情報提供することで、事業とマッチングする可能性のある企業や理解のある企業の情報を商工会議所より提供頂くこともある（職業安定法に抵触しない範囲における情報共有）。

事例2 居場所づくり貢献事業所登録証の交付 | 神奈川県横須賀市

- 人口 ● 418,277人 (住民基本台帳 平成27年1月1日)
- 運営方式 ● 直営+委託 (NPO みらいじぶん生活・らしく)
- 任意事業 ●
 - ・就労準備支援事業 (直営)
 - ・学習支援事業 (NPO アンガージュマン・よこすか)
 - ・その他事業: エンディングプラン・サポート事業 (直営)
 - ・家計相談支援事業 (NPO みらいじぶん生活・らしく)
 - ・被保護者就労準備支援事業 (直営)

1 主な連携先 | 地元企業

2 連携内容

横須賀市では、ひきこもり等により生活に困窮する者を対象として就労体験を行う「就労体験支援事業」を平成26年度より実施している。市民協働事業としてNPO法人と実行委員会を立ち上げ、受入事業の開拓も行っている。横須賀市が従前より引きこもり者に対し行っていた就労体験事業(平成24年～)に参加していた事業所や、毎年開催している研修会(P62参照)を通じて関係ができた事業所も就労体験支援事業の協力事業所となり、受入を行っている。研修会のネットワークを活用し、近隣市の企業とも関係が構築できたことから、農業など、大都市単独では難しい職種の就労体験先の確保につながった事例もある。就労体験の協力事業所には、1日3時間程度、週3日程度の受入で、1日500円程度を体験者へ支払うよう依頼している。なお、不正労働とならないよう、要綱で条件を定めている。また、申請を受け付けてすぐに登録を行うのではなく、6か月以上継続的な受入実績がある企業を登録している。また、登録時は「社会的居場所づくり貢献事業所」として登録証をプレートにして交付している(図表Ⅲ-2-7)。登録証を発行した企業は新聞で紹介することにしており、地域貢献を着実にしている事業所を表彰する意図がある。

図表Ⅲ-2-6 生活困窮者就労体験支援事業実施要綱

生活困窮者就労体験支援事業実施要綱	
(目的)	
第1条 この要綱は、ひきこもり等で生活に困窮する者に、就労体験等の社会的な居場所を提供し、もって社会参加による自立の促進を図ることを目的とする。	第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、社会的居場所づくり貢献事業所の登録を取り消すことができる。
(対象者)	(1) 社会的居場所づくり貢献事業所から申出があつた場合
第2条 本事業の対象者は、市内に在住する者であつて、就労意欲はあるが、直ちに就労が困難な生活困窮者(以下「対象者」という。)とする。	(2) 生活困窮者就労体験支援事業の目的に著しく反した行為をした場合
(事業内容)	2 社会的居場所づくり貢献事業所の登録を取り消された者は、直ちに社会的居場所づくり貢献事業所登録証を市長に返還しなければならない。
第3条 市長は、対象者から就労等について相談を受けた場合に、必要に応じて、適切な就労体験等を実施する社会的居場所づくりに貢献する事業所(以下「社会的居場所づくり貢献事業所」という。)を案内し、当該社会的居場所づくり貢献事業所における就労等を体験させるものとする。	(その他の事項)
(社会的居場所づくり貢献事業所の登録)	第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別途定める。
第4条 社会貢献として対象者に対する就労体験等の実施に協力しようとする事業所は、社会的居場所づくり貢献事業所として市長の登録を受けることができる。	
2 前項の登録を受けようとする者は、社会的居場所づくり貢献事業所登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。	
3 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、支障がないと認めるときは、社会的居場所づくり貢献事業所名簿に登録するものとする。	
4 市長は、社会的居場所づくり貢献事業所に登録した事業所に対し、社会的居場所づくり貢献事業所登録証(第2号様式)を交付するものとする。	
(社会的居場所づくり貢献事業所の登録の取消し)	

出典: 横須賀市提供資料

図表Ⅲ-2-7 社会的居場所づくり貢献事業所 登録証



出典：横須賀市提供資料

3 連携の成果

長期間の引きこもり者、就業経験のない若者や働き口が限られている高齢世代などに対して就労体験の機会の提供が可能となった。

当該事業開始～27年1月時点で就労体験者は15名、うち2名は雇用につながっている。また、就労体験は、社会性を培うことや、居場所の提供など、雇用以外の効果にもつながっている。

「社会的居場所づくり貢献事業所」は、平成27年度2月時点で6つの事業所が登録されており、受入事業所が拡大していくことによって就労訓練先が増え、支援手法が広がってきている。市からの報酬はなく、受入事業所は無償で当該事業に協力する仕組みとなっているが、受入事業所の企業コンプライアンスを高めることに貢献している。また、多様な人材を受け入れていく必要があることから、誰もが働きやすいよう仕事内容の整理等就労環境を整えることで、受入事業所に従来から勤務する職員にとっても、働く環境が向上する等のメリットがある。

事例3 随意契約の役務発注を生活困窮支援に活用 | 兵庫県伊丹市

- 人口 ● 201,912 人（住民基本台帳 平成 27 年 1 月 1 日）
- 運営方式 ● 直営
- 任意事業 ●
 - ・就労準備支援事業（次年度実施検討事業）
 - ・家計相談支援事業（次年度実施検討事業）
 - ・学習支援事業（直営）

1 主な連携先 | 認定就労訓練事業所（2カ所）、庁内関係部署

2 連携内容

兵庫県には2カ所の認定訓練事業所があり、両社とも伊丹市内に立地している（雇用福祉事業団、ワーカーズコープ）。伊丹市では、全国に先駆けて、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、県の認定訓練事業所に対して市より役務の発注ができるように認定基準を設定した要綱を作成のうえ、2社を随意契約が可能な事業所と認定した。すでに1社は伊丹市から樹木伐採（発注：公園課）と墓地清掃（発注：生活環境課）の2件の随意契約の実績がある（平成28年1月時点）。

図表Ⅲ-2-8 生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準

<p>伊丹市地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この基準は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（以下「施行規則」という。）第12条の2の3第1項の規定に基づき、市が行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設との随意契約に際し、当該施設において製作された物品の買入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することを認定するため、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定基準)</p> <p>第2条 次の各号すべてに該当するものについて、施行令第167条の2第1項第3号に規定する、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設のうち当該施設において製作された物品の買入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するものと認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として都道府県等の認定を受けていること。 (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。 (3) 就労訓練事業の実施に際し、本市の生活困窮者を受け入れること。 (4) 適切な業務遂行能力を有すること。 (5) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。 (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。 (7) 伊丹市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等に該当していないこと。 (8) 税を滞納していないこと。 <p>(認定の申請)</p> <p>第3条 前条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第1号）に、誓約書（様式第2号）及び必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(認定)</p> <p>第4条 市長は、前条に規定による認定申請書の提出があったときは、施行規則第12条の2の3第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき、認定団体として認定をしたときは認定通知書（様式第3号）により、認定しないこととしたときは非該当通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(実態調査)</p> <p>第5条 市長は、第2条の規定に該当することを確認するために必要と認めたときは、当</p>	<p>該申請者を訪問し、現場の確認及び聞き取り等の実態調査を行うことができるものとする。（認定団体の公表）</p> <p>第6条 市長は、第4条第2項の認定を受けた者について、名簿を作成し公表するものとする。</p> <p>(認定事項の変更)</p> <p>第7条 認定団体の認定を受けた者が、認定事項に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。</p> <p>(認定の辞退)</p> <p>第8条 認定団体の認定を受けた者が、認定を辞退するときは、辞退届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第9条 市長は、認定団体としての認定を受けた後に、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取消することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者就労訓練事業の認定を辞退したとき又は取消されたとき (2) 営業を廃止又は休止したとき (3) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき (4) 契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき (5) 他の認定団体が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき (6) 事業の実施に際し、法律上必要とする資格を有しなくなったとき (7) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき (8) その他、事業者の認定にふさわしくないと市長が認めたとき <p>2 市長は、前項の規定に基づき、認定団体の認定を取消することとしたときは、速やかに認定取消し通知書（様式第7号）により、当該認定団体に通知するとともに、その旨を公表するものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第10条 認定団体は、市長から報告の求めがあったときは、速やかに報告をしなければならない。</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 この基準に関する事務は、伊丹市健康福祉部生活支援室自立相談課（伊丹市くらし・相談サポートセンター）において実施する。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附則 この基準は、平成27年7月24日から施行する。</p>
---	--

出典：伊丹市提供資料

3 連携の成果

自治体の役務が生活困窮者支援事業の一環として活用可能となり、支援メニューの充実につながっている。

事例4 職場体験事業（インターンシップ）の展開 | 兵庫県伊丹市

- 人口● 201,912人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 直営
- 任意事業●
 - ・就労準備支援事業（次年度実施検討事業）
 - ・家計相談支援事業（次年度実施検討事業）
 - ・学習支援事業（直営）

1 主な連携先 | 市内の企業（タクシー会社、飲食店等）

2 連携内容

伊丹市では、認定就労訓練事業の重要性を認識していたものの、受入事業所側に就労支援担当者の配置等の要件があることが、小規模事業所にとっては負担となる、という課題が出てきた。そこで、相談者、企業ともに活用しやすいように、相談者が気軽に活用できるよう、短期間で実施でき、また、企業側にとって負担の少ない形態として市独自事業にて「職場体験事業」を実施することとした。

「職場体験事業」では、相談者のアセスメントを通じて把握された相談者のスキルや特性等を考慮し、受入の可能性が見込まれる企業について、就労支援員も交えて自立相談支援機関内で協議したのち、企業側に説明することとしている。企業側が関心を持てば、職場体験を行っている。職場体験の受入に関しては、受入事業所と市との間で相談者個々の事情に応じた受け入れ条件について確認書を取り交わし、1か月1万円を企業に支給する。保険については企業側で負担が困難である場合、自治体が負担する。就労訓練受入中は企業から相談者への給与の支払い義務はなく、企業にとっては、人材不足の中で、雇用を見据えた数週間のインターンシップと捉えることができ、自治体にとっては雇用施策の一環になるとも言える。

取組に関連する事業

<職場体験事業（インターンシップ）>

- ・自立相談支援事業の就労支援の一環として、相談者の特性にあった企業に対して職場体験（インターンシップ）を行う自主事業。受入事業所に対して受け入れの際1万円を支払い、企業側で保険料の負担が困難である場合は行政側が負担。

3 連携の成果

平成27年度で3件の受入実績（タクシー会社、飲食店等）があり、3件ともその後の就職につながっている。企業側からは人材不足解消の新たな方法であると好意的に受け入れられており、短期間でも気軽に就労体験ができる有効な支援ツールとして機能している。

事例5 商工政策課企業支援係との連携 | 福岡県古賀市

- 人口● 58,370人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 直営＋委託（㈱アイスタッフ）
- 任意事業●
 - ・家計相談支援事業（グリーンコープ、KFP ユニティ㈱）
 - ・学習支援事業（直営）

1 主な連携先 | 無料職業紹介所、商工政策課企業支援係、地元企業

2 連携内容

平成17年6月より市役所内に開設された無料職業紹介所(担当：商工政策課)は、就労を望む全ての市民を対象として、相談者のニーズと企業側が人材に求めるニーズのミスマッチを可能な限りなくすことで就労決定率を高めることを目指しており、平成27年度からは本制度の就労支援の一環として市内の無料職業紹介所を活用している。

無料職業紹介所では、生活困窮者自立支援制度の趣旨や、古賀市における本制度対象者のニーズを踏まえつつ、効果的なマッチングを行うことが企業支援にもつながると考え、企業側のニーズの把握に務めている。具体的には、企業訪問員を専任で配置し、頻繁に企業経営者の元に出向くことで、詳細な業務内容や企業が求める人材についての情報収集に取り組んでいる。なお、企業訪問時には、短時間勤務や給料の週払い等、多様な働き方に対応可能な企業を探すことのほか、Uターン・Iターン者を雇用した市内企業を対象に奨励金を交付する「古賀市ふるさと就労促進事業」や企業立地促進条例に基づく各種施策の紹介等も行っている。

古賀市自立相談支援機関としては、就労を急ぎ過ぎることは早期離職にもつながり、相談者、企業双方にとって望ましくないとの考えのもと、就労決定者数等の数値目標は設けず、相談者に寄り添った支援の提供を重視している。

その他の連携の取組としては、月1回、「就労会議」を開催し、商工政策課・福祉課（生活保護担当含む）・無料職業紹介所等が集まり、①前月の相談・求人・就職決定状況、②企業訪問の情報、③福祉施策の情報、④市の方針等について報告・協議・確認し、情報共有や意思統一を定期的に行っている。

取組に関連する事業

<無料職業紹介所（平成17年度～）>

- ・福岡県内でも福岡市、北九州市について3番目に設置された。
- ・就労を望む相談者のニーズと、人材を求める企業のニーズを効果的にマッチングすることで就労決定率を高めることを目指している。
- ・平成26年度に商工政策課に企業支援係が設置されてからは、企業訪問員を配置し、より具体的な企業側のニーズの把握に取り組んでいる。

3 連携の成果

無料職業紹介所の企業訪問員が地元企業に対し、高齢者・障害者等を含めた多様な人材の雇用について説明や意見交換を行ったこと等に起因して、企業側が高齢者・障害者等の今後の雇用を視野に入れて工場内にエレベーターを設置した等、地元企業の意識向上にも貢献している。

事例6 地元企業・団体と就労訓練における連携 | 宮崎県宮崎市

- 人口● 405,750人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 直営＋委託（宮崎市社会福祉協議会）
- 任意事業●
 - ・就労準備支援事業（NPO法人フロンティア会）
 - ・学習支援事業（学習支援悠遊）
 - ・被保護者就労準備支援事業（NPO法人フロンティア会）

1 主な連携先 | 地元企業、無料職業紹介所

2 連携内容

宮崎市では、新規相談受付を増やすためには、出口の開拓が重要と認識している。現状の就労準備支援事業は1年の有期支援となっているが、就職活動が開始できる状態まで1年で支援することは困難と判断し、そのつなぎとして「就労訓練事業」（中間的就労）を活用するべく、平成27年度から受入先開拓を進め、市内で13ヵ所の受入事業を開拓した。

開拓にあたっては、市の自立相談支援事業担当職員が先進自治体を訪問する等して入手した就労訓練事業の資料を参考にして作成した営業ツールを使用し、制度の趣旨や業務分解について説明している。主な訪問先は地域貢献というミッションを検討している社会福祉法人が中心である。事業者への説明においては、認定を受けることで享受できる税制優遇等のメリットを強調するのではなく、事業の趣旨を理解してもらい、一緒に困窮者支援をしていくことが地域貢献につながることを、また、困窮者支援の一環で行う業務分解により、業務の切り出しや整理等を行うことで受入事業所の通常業務にも効率化がもたらされる点を伝えている。

自立相談支援機関の職員は、相談者と受入事業者の双方に対してサポートを行うことを重視しており、中間的就労後の本人の評価については、就労支援員も一緒に行うこととしている。事業者側に対しても認定の手続き支援から日々の対応方法の相談に至るまできめ細かく対応しており、安心して受け入れてもらえるようサポートをしている。また、対象者像のニーズに合わせて、「就労準備支援事業→中間的就労（非雇用型）→中間的就労（雇用型）」と一貫した就労支援体制の整備している。なお、中間的就労の非雇用型から雇用型への移行に対応するため、自立相談支援機関を市の無料職業紹介所として届出を済ませ、斡旋を行っている。

また、宮崎市では、就労訓練の場の開拓にあたり、市内の市有施設管理担当部署と連携し、市の遊休施設を就労訓練の場として活用する取組も行っている。遊休施設では清掃訓練や農業体験を実施している。

図表Ⅲ-2-9 宮崎市就労訓練事業 認定事業所の概要

No	法人名・施設名（事業所名）	作業内容	定員数	類型利用者数
1	特別養護老人ホーム ゴールデンレイク	施設内外の環境整備業務	2	2
2	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	倉庫内の商品配送準備作業	5	4
3	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ (生協病院)	病院内清掃	1	0
4	社会福祉法人 凌雲堂	環境整備の補助的業務	1	0
5	株式会社 イمامラテクノ	舗装材の袋詰め作業	3	0
6	特別養護老人ホーム 皇寿園	介護補助・施設内の環境整備業務	1	1
7	養護老人ホーム 明星園	施設内の環境整備業務	1	0
8	宮崎市養護老人ホーム 清流園	施設内外の環境整備業務	1	1
9	グループホーム 田野あやか園	介護補助業務	2	0
10	老人ホーム 田野ひまわり荘	介護補助業務	2	0
11	リサイクルショップ三喜 大工町本店	商品洗浄・研磨・補修・動作確認	2	2
12	リサイクルショップ三喜 南店	商品洗浄・研磨・補修・動作確認	2	0
13	独立行政法人地域医療機能推進機構 宮崎江南病院（付属介護老人保健施設）	入居者の話し相手、洗髪後のドライヤー、遊戯の手伝い等	2	0

(28年1月14日現在 認定済13事業所、総定員数：25名、累計利用者数：10名)

出典：宮崎市提供資料

取組に関連する事業

<就労訓練事業（中間的就労）>

- ・市内事業所で本制度に理解のある事業所を開拓し、中間的就労の場として市内13カ所を認定した（平成27年度1月時点で累計10名受入）。認定事業所の数は、全国では千葉市に次ぎ、久留米市と並んで2位となっている（平成27年12月全国調査時点）。

3 連携の成果

規則的な生活習慣の定着や体力・自信の回復、これらを通じた意欲（自己有用感）の醸成に貢献している。また、職業経験の少なさから就労の選択肢を狭めている対象者に対して、未経験の職種の訓練への参加を通じて新たな職業体験のきっかけを提供できるほか、訓練を行う中で病気の発見につながった例もあり、アセスメントを強化する実践的な場としても機能している。加えて、自立相談支援機関職員が受入事業所に対し、就労訓練者の受け入れ後も積極的に相談に対応することで、日々の状況や受入体制を把握することができる。また、そのことを通じて貧困ビジネスの参入を防ぐ効果もある。

②広域連携

支援メニューの充実を図るという観点から、本制度では任意事業の積極的な実施が望まれている。しかしながら、人口規模が中・小規模の自治体においては、地域の任意事業に係るニーズを把握していながらも、自治体の単独実施では対象者が集まらないことが懸念されている。そうした課題の解決方策として、複数自治体による広域での事業展開が挙げられる。

事例 周辺自治体との協働による就労準備支援事業 | 兵庫県加東市

- 人口● 39,814人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 直営
- 任意事業●
 - ・一時生活支援事業（直営）
 - ・被保護者就労準備支援事業（次年度実施検討事業）

1 主な連携先 | 周辺自治体

2 連携内容

加東市を含む北播磨5市（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市）では、自立相談支援事業を介した連携を見据えており、平成27年度以降、生活福祉行政をはじめとした連絡会議を開催している。それらの取組の一環で研修会や先進地視察を共に行っており、自治体間の担当者の意思疎通がしやすい環境にあった。そうした背景もあり、平成28年度は3市（西脇市、加西市、加東市）で就労準備支援事業を協働で実施する方向となっている。就労準備支援事業の受入事業所の開拓も、3市で取り組んでいる。

3 連携の成果

事務手続きについて、本来であれば1自治体がそれぞれ行うことを、事務局でまとめ、簡略化できるというメリットがある。また、1自治体のみでは就労訓練の受入事業所の開拓も限定的になるが、複数の自治体がそれぞれ開拓を実施することで、活用できる受入事業所の数や業種が増える。また、就労訓練利用者は自動車等の移動手段がないことが想定されるため、送迎の必要性も考えられる。就労準備支援事業を協働で実施する予定の3市は車で30分程度の距離であるため、3市共同で就労訓練利用者の送迎を行うことで効率化も図れる。

(4) 個別課題から地域課題へ（地域づくり）

個別支援を重ねていくことで、地域に不足している社会資源が把握された場合においては、地域づくりの視点のもと、社会資源の充実に取り組むことが求められている。以下では、本制度の活用を通じて地域課題の解決を試みた事例として、徳島県三好市と沖縄県糸満市を紹介する。

①限界集落へのアプローチ

福祉事務所設置自治体は、地域によっては、管轄圏域に飛び地や離島を含んだり、点在する集落を含んだりする所がある。そうした地域では、生活困窮者へのアウトリーチや、把握された地域課題の解決に向けて情報共有の工夫が求められる。

事例 限界集落へのアプローチ | 徳島県三好市

- 人口● 28,975 人（住民基本台帳 平成 27 年 1 月 1 日）
- 運営方式● 直営
- 任意事業●
 - ・家計相談支援事業（直営）

1 主な連携先 | 集落支援員、庁内関係部署 等

2 連携内容

三好市は、6 町村の合併により四国 4 県市町村の中で最も面積が大きく、飛び地もあり、広範囲のエリアが自立相談支援事業の対象となっている。また、山間部には限界集落問題を抱え、高齢単身、ひきこもり等の困窮者層も集落に点在している。

そうした地理的な背景を踏まえたうえで、災害時の教訓（次頁「取組に関連する出来事」参照）を活かして災害時要援護者台帳の情報を活用し、各集落へアプローチしている。具体的には、支所 3 ヶ所を拠点とし、それぞれの拠点に当該地域出身者である相談支援員を配置し、山間部の集落を中心に全戸訪問のアウトリーチを試みている。

地元出身の相談支援員が積極的に地域の中に入り込んでいることから、気軽に困りごとを相談できる関係が構築されている。また、住民に直接困りごとを聞きに回っていることが、地域課題の発掘にもつながっており、必要に応じて他部局へ地域のニーズを伝達することで、困窮以外の課題解決にも寄与している。

<住民からのニーズ例>

(新規相談とはカウントしない日常相談)

- ・地籍調査で近隣住民ともめている⇒関係部署へ繋ぎ、情報整理し伝達
- ・道路幅員が狭くヘルパー等の車が通行できない⇒工務課へ伝達
- ・史跡があるが陽の目を見ないので多くの人に知ってほしい⇒教育委員会へ伝達
- ・猿の獣害がひどい⇒農林課（鳥獣害担当）へ伝達

(新規相談にカウントする相談事項)

- ・NHKの受信料が払えなくなってしまって困っている。
⇒耳が聞こえていないということが把握されたため、障害福祉課とともに同行訪問。診断書を取得し、受信料減免手続きを行う。 等

取組に関連する出来事

<豪雪被害（平成26年12月）>

- ・平成26年12月上旬に徳島県西部が豪雪に見舞われ、ライフラインが寸断され集落が孤立する等の被害があった。その際に、市として把握していた要援護者等の情報に一部不正確な情報も混じっていたため、本当に援護が必要な人に対する救援・安否確認に時間を要したという課題が出た。
- ・本制度ではそうした教訓を活かし、住民情報を適切に収集管理することもミッションと位置づけるに至った。

3 連携の成果

普段から相談支援員が地域を回り、生活困窮に限定しない困りごとの相談にも乗っているため、地域住民との信頼関係が構築されており、深刻な困窮状態に陥る前の対応（予防的対応）がなされており、アウトリーチにつながっている。特に引きこもり者については、現時点で困窮していても、将来的に困窮に陥る可能性が高いと予想されることから、予防的な観点におけるアプローチに取り組んでいる。

豪雪被害をはじめ、災害によるライフラインの寸断のリスクがある地域を中心に、世帯の状況を詳細に把握することができており、新たな災害が万一起きた際の準備にも寄与している。

②買い物難民対策・地域産業の担い手不足対策

本制度開始以前より把握されていた地域課題を自立相談支援事業と結びつけることによって、解決の糸口が見えた事例もある。本制度と地域の課題を結び付ける視点の例として、以下に沖縄県糸満市の事例を挙げる。

事例1 CSWが担う地域づくり（移動商店等） | 沖縄県糸満市（再掲）

- 人口● 60,128人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 委託（糸満市社会福祉協議会）
- 任意事業●
 - ・学習支援事業（教育振興会）
 - ・その他事業：地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（糸満市社会福祉協議会）

1 主な連携先 | CSW、自治会、介護事業者、高校、障害福祉サービス事業者

2 連携内容

糸満市におけるCSWは、地域の「自助」「共助」の仕組みづくりをミッションとしており、生活困窮者支援においては地域の課題発見からその解決方策まで取り組んでいる。糸満市では自立相談支援事業の「その他事業」として糸満市地域福祉コーディネーター配置事業（共助の基盤づくり事業）を位置付けており、糸満市社会福祉協議会への委託により実施している。

具体的には、ミニデイサービスが終わった後の場所を開放して「移動商店」を開催し、市内の障害者就労継続支援施設で栽培した野菜等を販売している。障害者の就労支援と地域住民の買い物支援が同時に達成されており、さらには住民同士のコミュニケーションが生まれ、居場所にもなっている。

取組に関連する事業

<糸満市地域福祉コーディネーター配置事業（平成25年度～）>

- ・糸満市の地域福祉計画において、地域の福祉課題を解決するための新たな仕組みづくりを推進する「地域福祉コーディネーター（CSW）」の配置を定めており、平成25年より、福祉圏域3圏域のうち1圏域において、市の単費にて展開してきた。
- ・糸満市の地域福祉計画（H25～29）では、市内3圏域に「地域福祉コーディネーター（CSW）」をそれぞれ1名ずつ、計3名配置することを位置づけた。

3 連携の成果

買い物難民や居場所対策、地域住民の交流の促進等、CSWが地域の多様な課題を発見し、自助・共助のネットワークを活用した新たな社会資源を創出し、課題解決を図っている。そのほか、10年程前に途絶えた自治会のまつりを、地域住民や高校生を巻き込んで復活させたり、地域貢献に対しての意識が高い地域住民を束ねてボランティアの自助グループを結成したりするなど、住民を主体とした課題解決に結びついている。

事例2 「水産教室」の開催 | 沖縄県糸満市

- 人口● 60,128人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 委託（糸満市社会福祉協議会）
- 任意事業●
 - ・学習支援事業（教育振興会）
 - ・その他事業：地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（糸満市社会福祉協議会）

1 主な連携先 | 糸満漁業協同組合、沖縄県水産海洋技術センター、
沖縄県立沖縄水産高等学校、高江洲鮮魚（鮮魚卸）

2 連携内容

糸満市は古くから水産業が盛んであったが、昨今は漁業の後継者不足が課題となっていた。そこで、地域の子どもたちに糸満市の水産業の魅力を再認識してもらうべく、学習支援教室「いまなび教室」の児童生徒を対象として、学習支援の一環として、地元漁業協同組合主催で2日間「水産教室」を開催した。具体的には、漁協の全面的なバックアップのもと、県の研究機関である沖縄県水産海洋技術センター、沖縄県唯一の水産高校である地元の沖縄県立沖縄水産高等学校等にも協力してもらい、漁船での釣り体験、魚種の説明会、沖縄水産高校の紹介、マグロの解体ショー、魚捌き体験等を通じて、児童と漁師や水産高校生との交流を行うという内容であり、参加児童は地元産業への理解を深めている。

図表Ⅲ-2-10 水産教室の様子



出典：糸満市提供資料

3 連携の成果

困窮世帯の子に対し、進学や就労の具体的なイメージを持ってもらうためのキャリア教育としての機能も持たせる一方、地元の後継者不足という地域課題解決のねらいもある。実際に、沖縄県立沖縄水産高等学校への進学を目指す生徒もでてきており、平成28年4月から6名の生徒が進学予定である。

③耕作放棄地の活用

就労から長期間離れていた人や就業経験の少ない人の中には、都市部の雇用条件にはなじまず、農林水産業等において能力を発揮する場合も見られる。一方、農山漁村部では、人材不足で耕作放棄地が増加する等の課題もあり、双方にとって課題解決につながる取組がある。以下では、耕作放棄地を活用した就労訓練の取組事例を紹介する。

事例 地域資源の活用～農地の活用～ | 大阪府茨木市

- 人口● 278,782人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 直営+委託（茨木市社会福祉協議会）
- 任意事業●
 - ・就労準備支援事業（NPO 茨木プラッツ）
 - ・家計相談支援事業（茨木市社会福祉協議会）
 - ・一時生活支援事業（広域実施）
 - ・その他事業：法律相談事業（大阪弁護士会）

1 主な連携先 | 農家、社会福祉法人（認定訓練事業所）

2 連携内容

茨木市は CSW を地域の多様な法人に委託し、配置を実施している（次頁「取組に関連する事業」と P25 参照）。就労訓練事業の取組を開始した背景として、CSW 配置事業の受託法人である社会福祉法人が、就労訓練事業に関心を持ったことから就労訓練の認定を取得したことが挙げられる。同法人は小規模の農地を所有していたことから、訓練メニューの一つとして農作業を設定することとなった。また、取組を進めていくなかで、市内山間部において農地の荒廃が進んでいる地域課題が明らかになったことから、就労訓練の一環で農地の管理が可能となることを地域の農地所有者に呼びかけ、本事業における就労訓練事業の展開により地域課題解決のアプローチを試みることにした。

農家の抱える農地管理の課題と、生活困窮者の就労訓練の場の確保という2つの課題解決を目指す取組となり、現在は芋掘り活動や農作業体験の場として、利用者の受け入れを行っている。また、同法人は茨木市事業である職業体験事業（次頁、「取組に関する事業」参照）実施企業でもあることから、利用者は、職業体験を利用して3～5日間程度体験をした後に、様子を見て本制度の認定就労訓練事業に移行することが可能となる。

取組に関連する事業

<コミュニティソーシャルワーカー配置事業（平成18年度～）>

- ・大阪府地域福祉支援計画（平成15年3月）に基づき、茨木市では平成18年度より、社会福祉法人やNPO法人などに委託して、「いきいきネット相談支援センター」が設置され、14カ所に各1名ずつのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置することとなった。
- ・当該計画において、CSWでは、福祉に関する幅広い知識を持ち、見守りや相談から適切なサービスへの引き継ぎ、各種サービスの利用申請の代行など要援護者への支援を行うこととされている。また、困難ケースや複数の機関との連携が必要な事例に関して、見守りやサービスなどの調整を図るため、課題に応じたケース検討会も開催することとなっている。

<職業体験事業（商工労政課事業）>

- ・生活困窮者に限らず、市の就労支援の一環として、企業へ短期間（3～5日程度）の就労体験事業を実施。受入事業所に対し、体験日数に応じて協力謝金を支給。

3 連携の成果

大阪という都市部でありながら、農作業という健康的で自然に触れることのできるメニューを提供でき、特徴ある支援メニューをプラン案として提示できるようになった。実際に、参加した利用者からの評価も高く、農作業の体験が効果的だったとの声も上がっている。

図表Ⅲ-2-11 茨木市広報（※）掲載 就労訓練体験者の声

18歳の頃から家の仕事の手伝いをしていましたが、いつの頃からか手伝いをやめ、家から全く出なくなりました。そんな中、父が重い病気を患い、入院したんです。世話になり続けていた父に、恩返しをしたいという気持ちが込み上げた時に、この制度のことを知り、市の窓口にも足を運びました。

就職のために、色々な関係機関を紹介してもらい、たくさんの支援を受けることができました。その中で一番心に残っているのは、農作業を行う職業訓練です。外に出て仕事をすることは、長い間、太陽の光を浴びてこなかった私には新鮮で、指導担当をはじめ多くの人と接することで人の優しさに触れることができました。短い期間でしたが、私にとってはかけがえのない経験です。

今は就職に向けて、アルバイトをしながら、会計事務を学んでいます。この制度がなかったら、きっとまだ家から出ていないと思います。きっかけさえあれば外に出られる。そのきっかけが大切だと思いました。

出典：茨木市広報（平成27年12月 P6より抜粋）

(5) 相談支援体制の構築における連携の工夫

平成 27 年 4 月より本格施行した本制度は、施行準備段階から各自治体において、庁内主幹部局の選定や、取組内容の検討といった体制構築の議論が進められた。効率的かつ効果的な相談支援の提供を目指すため、準備段階から議論を重ねている自治体もみられた。本格施行後の体制・運営に工夫をしている事例として、以下に兵庫県伊丹市・岡山県倉敷市・沖縄県・兵庫県加東市・神奈川県横須賀市の事例を挙げる。

①組織の新設

主に直営で自立相談支援機関を運営している自治体において、庁内の既存組織を自立相談支援事業の担当課にするのではなく、組織を新設して運営している自治体もある。既存の部署から人員を集め、組織を新設することで、元々の配属部署との連携を円滑にする等、組織の新設によって効果的な自立相談支援機関の運営を目指している事例として、兵庫県伊丹市と岡山県倉敷市を取り上げる。

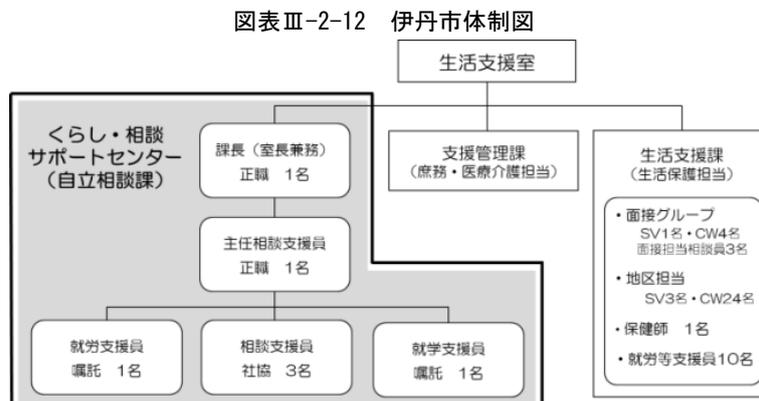
事例 1 保護担当課内における運営の工夫 | 兵庫県伊丹市

- 人口● 201,912 人（住民基本台帳 平成 26 年 1 月 1 日）
- 運営方式● 直営
- 任意事業●
 - ・就労準備支援事業（次年度実施検討事業）
 - ・家計相談支援事業（次年度実施検討事業）
 - ・学習支援事業（直営）

1 主な連携先 | 庁内

2 連携内容

伊丹市では、市直営で自立相談支援機関を設置することとし、生活保護を担当する「生活支援課」のほか、「支援管理課」を有する「生活支援室」の中に、「暮らし・相談サポートセンター（自立相談課）」を新設した。自立相談支援担当課長は生活支援室の室長との兼務とされ、「支援管理課」は、制度施行前は体制検討を含む準備を担当した。制度施行後は、経理等を担当し、自立相談支援事業の運営をサポートしている。



出典：伊丹市提供資料

3 連携の成果

自立支援機関を直営で運営しており、かつ、同一の担当部局内で生活保護も担当している場合、制度施行にあたっての庁内体制の検討や社会資源との関係構築を一手に担うのは業務の負担が大きいことが予想される。しかし、伊丹市の自立相談支援機関の運営体制は直営で、かつ自立相談支援機関の課長が生活保護を所管している生活支援室の室長を兼務している体制でありながら、庁内の支援体制構築の検討や経理等、自立相談支援事業に関わる業務を担当室内で分担することにより、効率的な運営が図られている。

事例2 部局内での構造改革 | 岡山県倉敷市

- 人口● 483,722人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 委託（社会福祉法人めやす箱）
- 任意事業●
 - ・学習支援事業（ワーカーズコープ）
 - ・一時生活支援事業（NPO法人かけはし）
 - ・被保護者就労準備支援事業（株式会社パソナ岡山）

1 主な連携先 | 庁内

2 連携内容

倉敷市では、本制度を生活保護とは別の新たなセーフティネットとして機能させることを目的の一つとして、本制度の担当課として「福祉援護課」を新設することとした。

新設された福祉援護課は、自立相談支援事業以外に高齢者・障害者の権利擁護分野等を担当しており、配置された職員もそれぞれ生活保護、障害者、高齢者の各担当課から異動してきている者がおり、元の担当課と連携しやすい状態にあった。

3 連携の成果

新設された福祉援護課は、自立相談支援事業と高齢者・障害者の権利擁護を担当していることから、生活困窮に至る前段階の支援業務と福祉関係の人権業務の窓口が一体化され、これにより福祉に関するセーフティネット部門の総合的機能をもった組織となっている。

②在籍型出向

自立相談支援機関の運営にあたっては、直営と委託、直営+委託の3種類の方式で行うこととなっている。それぞれの運営形態の特性を踏まえたうえで、地域の実情に合わせた運営形態を選択する必要がある。以下では、直営と委託の両方の利点を活かした支援体制の構築に向けた兵庫県伊丹市の事例を取り上げる。

事例 「在籍型出向」による支援体制の構築 | 兵庫県伊丹市

- 人口● 201,912人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 直営
- 任意事業●
 - ・就労準備支援事業（次年度実施検討事業）
 - ・家計相談支援事業（次年度実施検討事業）
 - ・学習支援事業（直営）

1 主な連携先 | 伊丹市社会福祉協議会

2 連携内容

伊丹市は平成28年の制度施行に向けて、行政の強みを活かしつつ、庁内関係部署の情報を活用してアウトリーチや支援の展開を進めることを目指していた。また、地域との連携に強みのある社会福祉協議会の支援力・ネットワークを活かした行政と社協の連携による実施体制の構築も目指していた。しかし、市職員と社会福祉協議会職員とが机を並べて相談支援していくことについて、業務の指揮等に関して派遣等の形態における運営では派遣法に抵触する懸念があった。一方、直営で展開する場合、人件費相当分について国庫負担金対象外の恐れがあり、また、委託では指揮命令の伝達が難しいという課題があった。そこで、政策・財政・人事部局と協議を重ね、県や国にも確認を行ったうえで、相談支援員として3名の社協職員を「在籍型出向」として配置することとした。この体制については、質疑応答集にも記載されている（図表Ⅲ-2-13）。

国庫負担となる人件費は、社協からの在籍型出向の相談支援員分であり、市から社会福祉協議会へ支払うことになり、本人には社協から給料が支払われることになる。残業が発生する場合は市の担当課責任者の判断で在籍型出向職員に直接指示することとなる。なお、「在籍型出向」実施にあたり、伊丹市では社協と市との間で要綱を作成している。

なお、社会福祉協議会にとっては、一時的に現場から人員が減ることにつながることを考慮し、体制導入の検討を慎重に行うことと、社協職員が個別支援の実践スキルを向上させたり、地域課題の発見に至る視点を身に着けたりできるよう、社協と自立相談支援機関の双方が利点を享受できるように努めることが必要となる。

図表Ⅲ-2-13 質疑応答について

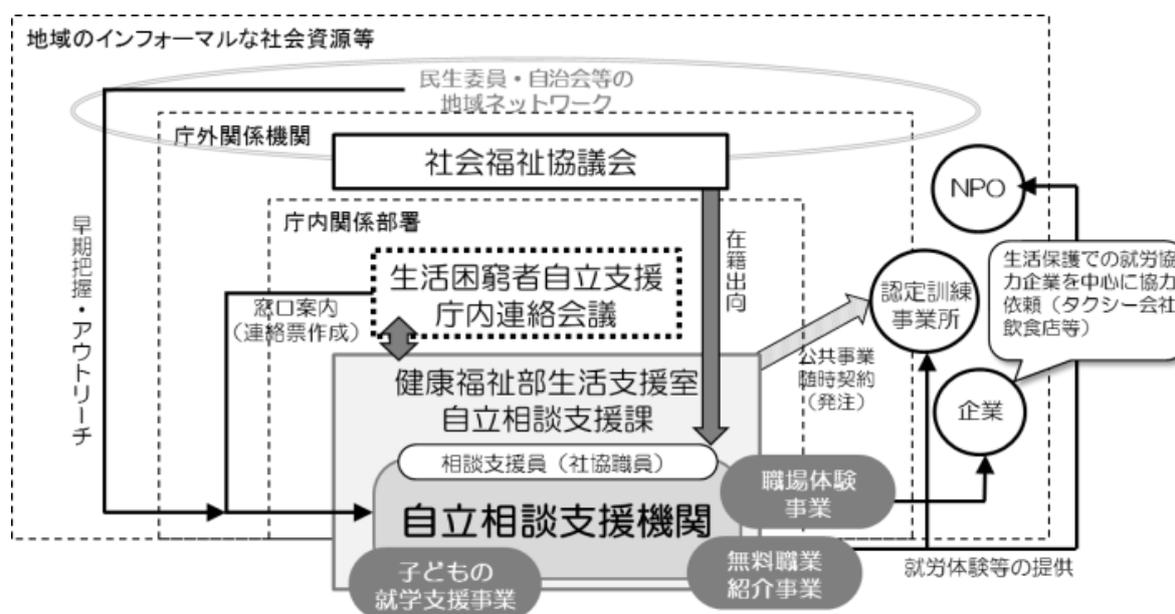
<p>問 37-2 自立相談支援事業などを直営で実施する場合で、支援員として民間法人の職員を受け入れる場合の法的関係と、当該法人の職員にかかる人件費の取扱いについてご教示願いたい。</p> <p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人職員を自治体に受け入れ、自立相談支援事業等を自治体自らが実施する場合においては、通常、自治体職員が業務に関する指揮命令を行うことが多いと考えられるため、基本的に、在籍型出向または労働者派遣という形態で行われることになる。 ○ なお、在籍型出向では、出向元事業主との間に雇用関係があるだけでなく、出向元事業主と出向先の自治体との間の出向契約により、出向労働者を出向先の自治体の公務員として任命することを約して行われるものであり、労働者派遣には該当しない。 ○ 費用については、上記いずれの形態（在籍型出向、労働者派遣）についても、国庫負担・補助の対象経費に含まれる。 (在籍型出向で、地方交付税が措置される正規職員となる場合を除く。) 	<p>【参考】各事業の従事者の人材確保の形態例（在籍型出向、労働者派遣）</p> <p><出向の場合> 社会福祉法人等の組織の職員を出向により受け入れる形態。 労働者は、出向先の指揮命令を受ける。 出向元に籍を残したまま、出向先では公務員としての任命行為が必要であり、出向者についての給料を誰が支払うかについては出向契約による。</p> <p><労働者派遣の場合> 労働者派遣法に基づき、厚生労働大臣からの許可等を受けた人材派遣会社から労働者の派遣を受け入れる形態。 労働者は、派遣先の指揮命令を受ける。 派遣労働者はあくまで人材派遣会社に雇用されている者であるため、給料は、人材派遣会社から本人に対して支払われる。</p> <p>※ 自治体職員と法人の職員との間で指揮命令関係がある場合には、在籍型出向のケースを除き、労働派遣に相当し得ることから、注意が必要である。 詳しくは、「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」を参照。（内閣府公共サービス改革推進室） http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/ukeoi.pdf</p>
--	---

出典：新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集 P20 問 37-2（厚生労働省 平成 27 年 3 月）

3 連携の成果

社会福祉協議会職員の在籍により、社会福祉協議会ならではの地域のネットワークを活かし、民生委員やNPO等の社会資源と連携したアウトリーチの展開が可能となっている（図表Ⅲ-2-14）。また、相談支援員は全員が社会福祉協議会職員であるため（図表Ⅲ-2-15）、社会福祉協議会の総合支援資金貸付ともスムーズな連携が可能となっている。

図表Ⅲ-2-14 伊丹市事業推進体制



出典：伊丹市提供資料

図表Ⅲ-2-15 伊丹市自立相談支援機関職員の配置状況・プロフィール

事業名	職種	役割・適性	メンバー	プロフィール
	課長 (室長兼務)	・課の統括	行政職員 (正職)	昭和63年4月伊丹市役所入庁 生活保護CW、SV、課長、室長を経て4月より自立相談課長兼務 社会福祉士
相談支援事業	主任相談 支援員	・相談支援員に対する助言や 指導、及び育成 ・ケースの全体管理 ・地域づくり、地域連携業務	行政職員 (正職)	平成14年4月伊丹市役所入庁 生活保護CW、こども福祉CWを経て4月より自立相談課配属 主査・社会福祉士
	相談 支援員	・相談支援業務 ・地域づくり、地域連携業務	社会福祉 協議会職員 (在籍出向)	平成17年伊丹市社会福祉協議会入職、ソーシャルワーカー等に従事 平成27年4月より伊丹市自立相談課へ在籍出向 社会福祉士
	相談 支援員	・相談支援業務 ・地域づくり、地域連携業務	社会福祉 協議会職員 (在籍出向)	平成19年伊丹市社会福祉協議会入職、ソーシャルワーカー等に従事 平成27年4月より伊丹市自立相談課へ在籍出向 社会福祉士
	相談 支援員	・相談支援業務 ・地域づくり、地域連携業務	社会福祉 協議会職員 (在籍出向)	平成24年伊丹市社会福祉協議会入職 平成27年4月より伊丹市自立相談課へ在籍出向 社会福祉士
	就労 支援員	・就労に向けた各種支援 ・ハローワークへの同行支援や 調整、連携 ・求人開拓・職業紹介	行政職員 (嘱託)	平成24年より民間企業にて大阪市の生活保護受給者就労支援に従事 平成25年9月より住宅支援給付にかかる住居確保・就労支援員として配置 平成27年4月より自立相談課に配置 認定キャリア・コンサルタント
修学支援事業 (任意事業)	修学 支援員	・生活困窮者世帯の子どもに 対する学習支援	行政職員 (嘱託)	平成26年4月より生活保護受給者の修学支援員として配置 平成27年4月より自立相談課に配置 教職員OB
修学支援事業 (任意事業)	修学 支援員	・生活困窮者世帯の子どもに 対する学習支援	行政職員 (嘱託)	平成26年4月より生活保護受給者の修学支援員として配置 平成27年4月より自立相談課に配置 教職員OB

出典：伊丹市提供資料

③ワンストップによる相談体制

複合的な課題を持つ相談者に対しては、分野横断的な対応が求められるため、地域の複数の社会資源と自立相談支援機関が協力し、支援を展開していくことが必要とされる。沖縄県では、円滑に多様な資源につなげるという役割を強化するため、様々な機能を持った地域の機関を集約し、ワンストップの支援拠点とする取組を行っている。

事例 ワンストップによる生活・就職支援 | 沖縄県

- 人口● 329,551人（住民基本台帳 平成27年1月1日（圏域人口））
- 運営方式● 委託（（公財）沖縄県労働者福祉基金協会）
- 任意事業●
 - ・就労準備支援事業（（公財）沖縄県労働者福祉基金協会）
 - ・学習支援事業（就学援助学習支援 NPO 法人エンカレッジ、NPO 法人珊瑚舎スコール）
 - ・被保護者就労準備支援事業（（公財）沖縄県労働者福祉基金協会）

1 主な連携先 | 国、県、労働団体、経済団体 等

2 連携内容

沖縄県では、学卒未就労者の多さや高い失業率など、やや特徴的な相談者に対応するため、公労使一体型のワンストップサービスのニーズが高まっていた。そのための対応について議論の結果、複数の機能を一箇所にまとめたワンストップ機能を強化した「グッジョブセンター」の開設に至った。複数の機関が入居していることから、初めての来訪者は、入り口で簡単な面談をして、適切な窓口へつなぐこととしている。

「グッジョブセンター」では、「就職・生活支援パーソナル・サポート・センター」が生活困窮者自立支援制度に基づいて沖縄県と那覇市から委託を受け、自立相談支援窓口を設置している。そのほか、ハローワークの就労支援ナビゲーターが常駐し、求人端末も設置されている。また、「女性・子育て就労支援コーナー」では、子育てと両立しやすい求人の紹介や、ひとり親家庭に係る法律・養育相談等を行っている。保育士も常駐しており、キッズコーナーも設置する等、子育て中の方が仕事を探しやすいよう工夫をしている。「沖縄県キャリアセンター」では、若年者を中心とした就職相談、セミナー開催を行っている。また、ジョブカフェも併設されており、就職に関する図書の閲覧やパソコンの利用が可能となっている。また、労福協の「就労サポートセンター」も入居しており、少人数のオーダーメイド型のセミナーや訓練を労福協の独自事業として実施している。そのほか、「グッジョブセンター」内では事業主向け雇用相談も行っており、社会保険労務士による無料相談会を実施している等、複数の機能を一箇所でサービス提供することで相談者の多様なニーズに迅速に対応している。

取組に関連する事業

<グッジョブセンターの成り立ち経緯>

- ・平成 23 年度に知事、県経営者協会会長、連合沖縄会長、沖縄労働局長等を委員とする県雇用対策推進協議会が設立され、国・県・労働団体経済団体が一体となり雇用改善を協議する体制を確立。
- ・県と国が別々に運営をしていた就職・生活支援パーソナル・サポート・センター（県）、県求職者総合支援センター（県）、グッジョブセンターおきなわ（国）の 3 施設を統合し、国と県で「県求職者総合支援センター」と「県求職者総合支援センター・中部サテライト」の運営を開始。その後、同施設に県のキャリアセンターも入居。
- ・さらに女性・子育て支援や事業所向け雇用相談、県労福協の就労サポートセンターを常設窓口として新たに追加し、平成 25 年 4 月の本格開所に至った。
- ・社協の生活福祉資金の貸付け相談や福祉人材研修センター、高齢者無料職業紹介所、新規就農相談センターの出張相談も定期的で開催されており、総合的就業支援拠点の役割を担っている。

3 連携の成果

生活相談から就職相談に至るまでシームレスにサポートし、支援を提供することが可能となっており、入口における相談対応から、就労をはじめとした出口支援を効率的に行うことができている。

④全庁における情報共有

相談者の中には、本人や家族が、障害や要介護、ひとり親であること等から発生する課題を持つ場合があり、それぞれの分野の支援機能を持つ庁内関係部署との連携が必要となっている。そうした連携体制の構築の工夫の一つとして、支援調整会議等を活用し、庁内で顔の見える関係を構築することは有効であると考えられる。以下では、全庁における情報共有を進める加東市の事例を紹介する。

事例 全庁における情報共有 | 兵庫県加東市

- 人口● 39,814人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 直営
- 任意事業●
 - ・一時生活支援事業（直営）
 - ・被保護者就労準備支援事業（次年度実施検討事業）

1 主な連携先 | 庁内関係部署

2 連携内容

加東市では、「①個別ケースのプラン検討」、「②全庁参加の定例支援調整会」の2種の支援調整会議を開催している。「①個別ケースのプラン検討」については、支援調整会議を担当課内で随時開催し、プラン検討を行っている。「②全庁参加の定例支援調整会」では、庁内の情報共有によって支援しやすい環境を構築することを目的に、「情報提供シート」（P27参照）を活用した定例支援調整会議を年3回行うこととしている。当該会議には庁内の全部署の中から生活困窮に関わりがあると思われる課を抽出し、さらに各課の主査・主幹を中心とした実働する職員に参加してもらっており、実践的に機能させることを意識している。参加している部局は下記のとおりである。

図表Ⅲ-2-16 加東市支援調整会議参加部署

総務部税務課	市民生活部市民課
市民生活部保険・医療課	市民生活部生活課
市民生活部健康課	福祉部社会福祉課（自立相談支援事業担当）
福祉部高齢介護課	福祉部子育て支援課
地域創造部商工観光課	まち・農整備部地域整備課
上下水道部管理課	病院事業部事務局病院医事課
教育委員会事務局学校教育課	教育委員会事務局人権教育課

3 連携の成果

現場の実務担当者が横断的に参加していることもあり、担当者間の意思疎通が円滑になっている。また、全庁的なつながりを持つことで、新規相談のアウトリーチが容易になり、他部署が担当している事業も含め、多様な選択肢から支援の検討が可能となっている。

⑤公開研修会

生活困窮者支援と連携が望まれる分野は多岐に渡る。地域に複数の社会資源がある場合、そのひとつひとつと関係を構築していくには、工夫が必要である。以下に、地域の社会資源を集め、関係構築の機会創出の取組をしている横須賀市の事例を取り上げる。

事例 生活保護CWの「公開研修会」の開催 | 神奈川県横須賀市

- 人口● 418,277人（住民基本台帳 平成27年1月1日）
- 運営方式● 直営+委託（NPO みらいじぶん生活・らしく）
- 任意事業●
 - ・就労準備支援事業（直営）
 - ・学習支援事業
 - （NPO アンガージュマン・よこすか）
 - ・その他事業：エンディングプラン・サポート事業（直営）
 - ・家計相談支援事業（NPO みらいじぶん生活・らしく）
 - ・被保護者就労準備支援事業（直営）

1 主な連携先 | 市内外の支援機関・公的機関

2 連携内容

横須賀市では、毎年、生活保護ケースワーカーを対象に行っていた研修会を、平成18年4月より、対象を民間機関・公的機関にまで広げ「公開研修会」と位置付けた。それに合わせて、市内の各団体と近隣自治体に声掛けを開始した。現在では、定例化して毎年5月に研修会を開催し、直近の平成27年5月では4自治体、51関係機関、約130名が参加した。この研修会が、現在は市全体の困窮者支援連携会議として機能しており、生活困窮分野の支援ツール拡充、ネットワーク構築等に貢献している。

具体的には、個別ケースの支援を通じて関わった団体に依頼して、積極的に当該研修会の講師になってもらい、支援者側の具体的な取組内容を共有することとしている。研修会はスクール形式で行うが、講師からの一方的なレクチャーだけではなく、半日はグループワークの時間を設けることとし、可能な限りグループのメンバーをシャッフルすることにより名刺交換等の交流を積極的に促している。生活保護に関連する知識の習得だけではなく、ここでの出会いがお互いの支援に役立つように工夫している。

図表Ⅲ-2-17 生活保護制度合同研修会 内容

	時間	内容	講師等
午 前 の 部	9:30~9:35	保護をとりまく環境	横須賀市生活福祉課課長
	9:35~10:15	相談と申請権の尊重・世帯認定・実施責任	横須賀市生活福祉課査察指導員
	10:15~11:00	調査・要否認定・決定までの期間・不服申立 資産処分・扶養義務・他方優先・援助方針・訪問	三浦市福祉事務所
	11:00~11:10	休憩	
	11:10~11:55	最低生活費・収入認定・住宅扶助・生業扶助 教育扶助・葬祭扶助・返還と戻入の違い	逗子市福祉事務所
午 後 の 部	13:00~13:05	挨拶	横須賀市福祉部長
	13:05~13:15	生活保護制度の概要	横須賀市生活福祉課査察指導員
	13:15~13:30	生活困窮者支援	横須賀市生活福祉課査察指導員
	13:30~13:50	医療扶助・介護扶助	横須賀市生活福祉課係長・主任
	13:50~14:00	休憩	
	14:00~15:30	研修用ビデオ視聴	
	15:30~15:40	休憩	
	15:40~17:00	事例研究グループワーク	横須賀市自立支援担当課長

出典：横須賀市提供資料

3 連携の成果

研修会で接触のあった人を通じて、横須賀市が展開する就労体験事業（P40 参照）の開拓にもつながっている。支援メニューの充実や、支援ネットワークの構築につながっており、研修会で築いたつながりが個別支援のバックグラウンドとして機能している。

第Ⅳ章 総括

1. 支援成果がみられる自治体の連携方策について

(1) 支援成果のある自治体の抽出と連携方策について

本調査研究においては、「支援成果があがっているところは何らかの連携方策がとられているのではないか」という仮説にもとづき各種調査を行った。

「支援成果」を示すには多様な指標が考えられる一方、対人支援における支援成果の定義付けは極めて難しい。そのためここでは、入手可能なデータから、1) アウトリーチ、2) プラン作成、3) 就労支援、の3つの視点による指標と、それらを総合的にとらえた指標の4つの視点から指標を作成し、人口規模別に上位順に並べ、上位の自治体を抽出した。また、特に1)～3)の視点の抽出では、モデル事業を「実施していない」自立相談支援機関についても注目した。

こうして抽出した自治体について電話ヒアリングを行い、何らかの特徴的な連携方策がとられていると思われる自治体をさらに抽出したうえで訪問ヒアリング調査を実施し、具体的な連携方策について詳細な情報の把握に努めた。その結果、訪問した全ての自立相談支援機関・自治体において様々な連携方策を確認することができた。

(2) 具体的な連携方策の内容

自立相談支援機関で訪問ヒアリング調査を行った結果、全ての自立相談支援機関にて特徴的な連携方策がみられた（P23～参照）。それらを整理すると次の5つにまとめられる。

①新規相談を増やすためのアウトリーチの工夫

自立相談支援機関を設置するだけでは、潜在的な相談者をキャッチすることはできず、必然的に庁内外との連携が求められる。他制度、他事業等と連携している事例で特に多く見られたのが、新規相談のためのアウトリーチに関する取組であった。具体的な連携相手としては、庁内の各部署、庁外であれば社会福祉協議会、CSW、民生委員、弁護士会、不動産事業者等などである。

その際、「情報共有シート」など統一フォーマットを活用する事例や、意見交換会を頻繁に行う等の工夫が見られた。

②相談支援における連携の工夫

自立相談支援機関が行う「個別支援」のアセスメントやプラン作成を行うプロセスにおいては、フォーマル・インフォーマルに関わらず直接的な支援を行う他機関・他事業との連携がみられた。ここでは自立相談支援機関における連携としてまとめて整理した。具体的な連

携方策としては、関係機関と役割を分担・調整することや、プランを共有している取組が見られた。

関係機関との連携とは、それぞれの連携機関の強みを活かしつつ、チーム支援を行っていくプロセスでもある。今年度は、制度が開始されたばかりであり、チームを構成する途上にある地域も多かったと思われる。そうした中で、直営・委託に関わらず、主管部局が率先して関係機関と情報共有し、個別ケースを通じて社会資源との関係構築のサポートや庁内の調整等の役割を担い、整理することは支援成果を上げることに有効である可能性について示唆された。

③出口支援における連携の工夫

新規相談への対応や、個別支援の充実を図っていくためには、出口の確保、支援メニューの確立も不可欠である。多様な相談者のニーズに対し、様々な出口を用意していくことは、支援成果をあげているほとんどの自立相談支援機関において重視している。なお、ここでいう出口とは、就労に限らず、訓練や居場所の確保も含めている。

連携先としては、地元の企業や事業所等の庁外組織が多いが、部署の役務の随意契約を可能とすること（P42）や、庁内連携として他部署が管理している市の遊休施設を活用（P45）するなどの取組も見られる。

④個別課題から地域課題へ（地域づくり）

自立相談支援事業は、「個」への支援を通じて明らかになった課題に対して、地域全体における支援環境の改善等地域課題の解決に取り組むことも求められている。ここでは限界集落、買い物難民、耕作放棄地等の社会課題に対するアプローチを取り上げた。これらの取組は、福祉だけの取組に終始しては解決できない課題である。福祉の枠を超えた庁内外との連携も、自立相談支援機関に求められている機能と言える。

⑤相談支援体制構築に関する連携の工夫

相談支援を支える体制についても、庁内外の関係機関との連携は不可欠である。ヒアリングからは、制度施行準備段階から、もしくはその前より体制構築の検討や地域の社会資源との関係作りの取組など、制度施行に向けた準備を行っていたことが確認できた。

2. 連携のパターン

連携内容ごとに連携相手、連携方法も異なる。以下に、連携のパターンについて、整理するとともに、それぞれの連携方法の特徴に触れることとする。

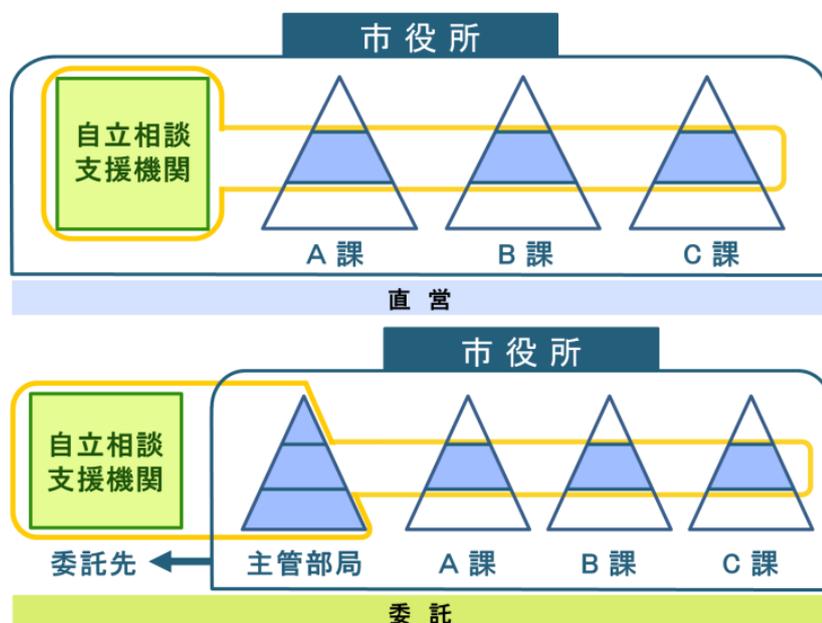
(1) 庁内各部署と連携

自立相談支援機関の運営について、直営、委託、直営+委託のいずれのパターンで行っている場合においても庁内各部署との連携は不可欠である。

庁内連携が効果を発揮するのは、主に、アウトリーチや相談支援など、相談の入り口に関する部分であることが多い。いかに新規相談者を増やすか、いかに支援ツールを多様に持てるかは、どれだけ他部署とつながっていけるかが鍵となる。特に委託の場合は、主管部署が中心となって庁内外の調整を行うことが、委託先の新規相談者数の獲得に大きな影響を与えることとなる可能性がある。

庁内連携が効果的に機能している地域のポイントとしては、各部署のいわゆる“中堅”の実務担当者同士が連携していることが挙げられる。ある程度現場の判断を任せつつ、担当課を含めた庁内の関係課を見通せる職員と、自立相談支援員が密に情報交換することによって、個人の課題への対応や社会資源の把握等のための具体的な取組への対応力が高まるものと考えられる。

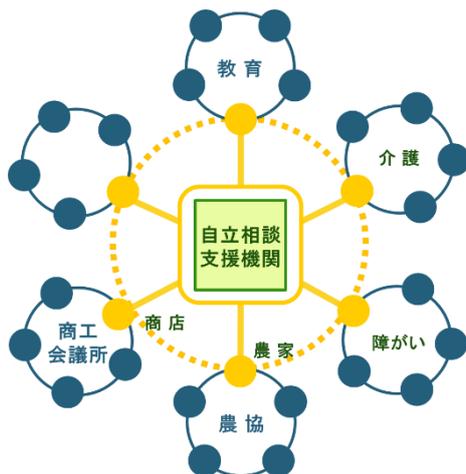
図表IV-2-1 庁内各部署との連携イメージ



(2) 庁外の組織・事業所と連携

支援成果をあげている地域は、庁外とのネットワークも構築している、もしくは構築しつつある。地域内のあらゆる分野の全てのステークホルダーと連携することは困難であっても、一部と有機的につながることができれば、その連携相手のネットワークも活用する可能性を持っており、お互いの強みを活かした（弱みを補った）チーム支援が可能となる。

図表IV-2-2 庁外各事業所との連携イメージ

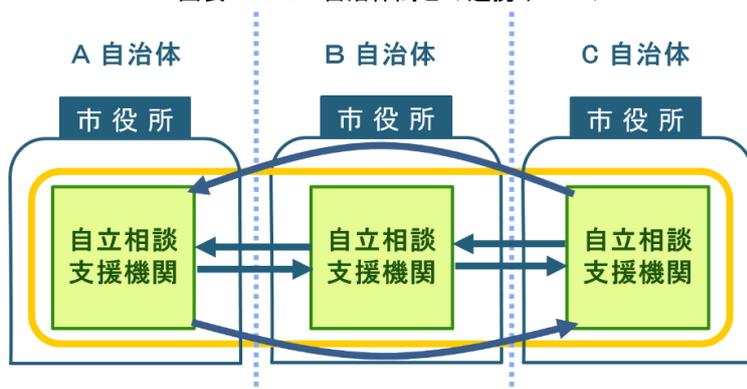


(3) 自治体間の連携

本制度では、福祉事務所毎に自立相談支援機関が設置されることとなっている。そのため、町村部は概ね都道府県の管轄となり、町村役場と都道府県の福祉事務所との連携は必要不可欠となる。町村の福祉部局とは特に新規相談受付の観点からも連携が期待される。

また、相談者の生活圏域は福祉事務所設置自治体内にとどまらないため、支援を展開していくにあたって、一自治体で提供できるサービスには限界もあり、任意事業の展開など近隣自治体と連携した方が効果的・効率的に事業を展開できるものがある。一つの自治体の自立相談支援機関だけではなく他の自治体の自立相談支援機関との連携も検討課題と言える。

図表IV-2-3 自治体間との連携イメージ



3. 連携を実現するための工夫

(1) 工夫の主な共通点

調査を通じて見てきた連携方策の中では様々な工夫がなされており、それらにはいくつかの共通点もある。以下、共通点について3つに整理する。

①個別ケースの蓄積が連携を深化させる

連携を推し進めるために最も効果的なのは、ケースの積み重ねであることは多くの自立相談支援機関から共通して指摘されたことであった。連携相手と個別ケースで関わり合い、そこで得た「お互いの成功体験」が、次の連携を生むことにつながる。こうした積み重ねが、現在の連携の形につながっている。

本制度では、支援調整会議が、個別ケースを通じて関係者間と繋がり得る環境・機会として位置づけられている。また、支援調整会議以外でも、個別ケースにおける関係者との会議や、実際の支援を通じての意見交換、さらには、企業訪問とのやりとり等が積み重なっていくことが重要であることも指摘された。連携は一朝一夕に構築できるものではなく、こうした蓄積が連携を深化させていくことと考えられる。

②既存の有形無形の社会資源を活用

連携の形として、新しく会議や仕組みを作ったという事例は少なく、既存の有形無形の資源を活用した取組の方が目立った。具体的には、市内の耕作放棄地や、遊休施設を活用した取組、また、地域でそれまでに行っていた CSW の取組、役務の発注、ケースワーカーの研修会といった取組である。

これらについては、他部署の所管であるものもあり、既存の社会資源を活用することで、支援成果にもつながっていると見える。

③主管部局の丁寧な調整

主管部局が、主体的に様々なことを調整しているところも今回のヒアリング先の特徴であった。制度の主管部局としては、制度が効果的に運用されるように調整していく役割がある。他部署・他関係機関に相談者のつなぎ等を「依頼」するだけでなく、お互いの役割を明確化することも意識している部局が多かった。

例えば、他機関から十分なアセスメント等がなされずに自立相談支援機関につながってきたケースについて、関係機関と議論を行って、関係機関の職員の理解を深めるほか、住民からの SOS として受け取った困窮とは関連が低いと思われる話であっても、まずは一旦受け止めつつ、関係する部署につなぎ、そのあと双方をフォローするといったやりとりを確認することができた。

(2) 連携の工夫を生み出す背景

連携がみられる地域に共通する背景として、ここでは2点触れることとする。

①類似事業等を通じての顔が見える関係

相談支援員をはじめとしたスタッフが、他の機関・部署のスタッフと顔が見える関係を築いていることが挙げられる。それはスタッフの個人的なつながりの場合や、別の事業で以前連携していた間柄ということもあり、それまでに培ってきた地域の経緯を踏まえての連携となっている。

特に、今回の調査先では、元々類似の取組を単費で行っていた自治体が多く、本制度に関しても「やっと国として事業が始まった」「予算が後からついてきた」といった発言が頻繁に聞かれた。そうした先駆的な取組において培ったネットワークが存在していたことが、現在の連携方策につながっていると考えることができる。

②担当者の意欲・モチベーションの高さ

ほとんどの調査先の職員が、本制度を、「自由がきく柔軟な制度」とポジティブに捉えていた。それは、これまで地域で培われてきた支援をベースに、自らが考える支援を、フォーマルな制度として実践できるという実感を職員・組織として持っているようにも見受けられた。そして、主管部局に限らず、委託先や関係部局のスタッフについても本制度を前向きにとらえていることも見受けられた。

4. 課題・今後に向けて

(1) ヒアリングから見られた課題

連携を効果的に行っているとみられる自立相談支援機関であっても、やはり多くの課題を抱えている。以下に、ヒアリングを通じて見られた課題5点について触れる。

① “早め”の支援の必要性

ヒアリング先の多くの自治体において、アウトリーチに関しての成果はあがっていることは確認できたものの、それでも、より早く（悪化する前に）相談者と接触しておく必要があると感じている自治体も多かった。なかでも中高年のひきこもり層に対しての支援のアプローチはどの地域においても苦勞をしていることがわかり、その対応が大きな課題であると言える。

積極的なアウトリーチを行って早めの支援を行うことは、支援を効果的に進めることができるという点で重要であるという認識は多くの支援者が持っている一方、実際には成果があがっていると思われる自治体においても、より一層早いアプローチが必要との認識を持っているところがほとんどであった。

②各社会資源との役割分担

主管部局が積極的に調整を行っても、地域の全ての社会資源と効果的に連携体制を構築することは難しいため、どの分野の社会資源と優先的に連携していくかはそれぞれの自立相談支援機関が、地域の実情や自立相談支援機関の体制を踏まえて展開していくことになる。

また、相談の「たらい廻し」を防いでいる取組も今回の調査先からは確認できるものの、それでも今後もそうした事例が発生する可能性はある。それらは一朝一夕には解決しないため、時間をかけても役割分担を調整していくことが求められる。さらに、他の各分野が抱える地域課題が、本制度と重複する部分もある。それらを共有しつつ、お互いに利点があるような連携の形を模索することが重要である。

③多様な出口の必要性

今回のヒアリング事例でも出口（就労・訓練・居場所）に関しての連携の工夫は数多く見られたが、同時に、各自治体においては未だ不十分であり、出口開拓の途上であると認識されている。就労訓練事業所、職業体験の受入事業所、一般就労先等、多様な相談者のニーズに対し、適切な出口の開拓を継続していることが必要である。また、一旦就労しても離職率が高い自治体もあり、継続的なフォローが求められる。

④福祉外も含めたネットワークの深化・拡大

これまでに培ったネットワークをより深化させていく必要性もほとんどの自治体から聞かれた。そのためには、先にも触れたとおり、個別ケースの積み重ねが深化の一番の有効策であると考えられる。

また、まだ実現できていない地域が多いものの、必要性が高いと認識されているのが「福祉外」の資源とのネットワーク構築である。企業や商店街等の商工業とのネットワーク、一次産業とのネットワーク、周知・広報に関するマスコミとのネットワーク等、多様な相談者のニーズに対応できる支援ツールを獲得していくためにも「福祉外」のネットワーク構築が求められている。

⑤地域政策における位置づけ

ヒアリングを通じて、各地の連携方策が有効であることが示唆されたが、例えば総合計画や地方創生の総合戦略等地域政策の中に本制度が位置づけられているものはほとんどない。今後、生活困窮者の就労支援が地域の人材不足の解消や産業活性化の有効なツールであることを示していく必要があり、そのことが財源の確保にもつながる可能性がある。

(2) 調査の課題・留意点

本調査では支援成果があがっている地域で展開されている連携方策についてヒアリングを行い、その結果、各地において連携方策が効果的に展開されていることを明らかにした。このことは、連携方策が、支援に対して好影響を与えていることが示唆されたと言える。支援の成果をあげるためには、連携方策のみならず、地域をとりまく物理的・社会的・経済的環境にも大きく依存すると考えられることにも留意が必要である。

また、今回使用した各種データは、4～8月の実績データであり、9月以降のものはまだ反映されていない。そのためここで取り上げた事例は、制度開始初期段階における取組の抽出である。9月以降制度の本格稼働後においては、本調査では十分に把握できなかった取組があると考えられる。

(3) おわりに・今後に向けて

連携方策は一朝一夕には成り立たない。しかしながら、時間が経過して個別ケースが蓄積されればされるほど、ネットワークの深化がすすみ、連携方策が取られていくことが期待できることが今回の事例からも明らかになった。

生活困窮者自立支援制度はまだ始まったばかりであることを踏まえると、今後よりいっそうの連携方策が取られて、それが支援成果へと結びついていくことが期待される。

参 考 资 料

Ⅱ 他事業等との連携について

本調査は、制度横断等による効果的な支援を展開している取組について把握するものであり、「他事業等との効果的な連携」に係る取組とは、具体的には以下のような取組があげられます。

●他の制度事業やフォーマルサービスとの連携

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた既存の取組やネットワークを活用
- ・介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業による生活支援コーディネーターの配置、住民参加型の生活支援サービスの取組など他制度事業等との横断的な連携
- ・生活困窮者の就労支援にあたり、障害者就業・生活支援センター等との連携や、障害者の就労支援を担ってきた法人が、その対象を生活困窮者に拡大することなどによるノウハウ活用
- ・地域自立支援協議会や子ども・若者地域支援協議会等、各制度で位置づけられている協議会等が、相互に情報共有、必要に応じて共同開催する等の方法により、多様で包括的な支援を展開
- ・ひとり親家庭等の支援施策との連携

●地域福祉施策との連携

- ・地域福祉のコーディネーターによる活動など、社会福祉協議会が行う日々の活動を通じて、地域住民に対し、新制度の内容等を周知。生活困窮者の早期把握のための情報提供につなぐ
- ・寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携
- ・地域住民相互の見守り活動やサロン活動など、地域における生活困窮者支援のためのインフォーマルサービスの創出のための働きかけや、新たな地域サービスの創出（民間事業者と連携した見守り体制の構築等）

●福祉分野の枠を超えた連携

- ・農福連携、医福食農連携等の6次産業化を推進し、農業分野における生活困窮者の就労の場の確保（障害者や高齢者、生活困窮者等のための福祉農園の整備・活用等）
- ・自立相談支援機関が商店街の空き店舗を活用して、多世代が交流できるサロンを運営し、就労準備支援事業の利用者の社会参加の場としても展開
- ・生活困窮者が民間賃貸住宅の確保が困難な場合に、居住支援協議会による民間賃貸住宅の情報提供、居住支援協議会の構成員となっている不動産団体とのネットワークと連携

●人口減少対策・地方創生関係における連携

- ・過疎対策、人口減少対策として、生活困窮者自立支援事業を位置づけている
- ・自治体が平成27年度に策定する「総合戦略」に位置付けられた取組

●広域や地域間における連携

- ・自治体間で連携し、地方の農林漁業等の人手不足の地域ニーズを踏まえ、生活困窮者等の就労・社会参加の場を創出
- ・任意事業である一時生活支援事業や就労準備支援事業等を、複数自治体が広域連携で展開など

Ⅱ-1). 自立相談支援事業の地域での展開において、左記の事例に記載されているような、他事業等との連携が行われていますか。行われている場合、どのような目的で実施されていますか。また、その具体的な内容を教えてください。**(※貴自治体で最も力を入れている取組について教えてください。複数ある場合は、お電話等にておうかがいします。)**

<連携の概要>

<p>目的 (複数回答)</p>	<p>1. 早期把握/アウトリーチ 2. 地域での見守り 3. 就労先や就労訓練の場の開拓 4. 社会参加の場の創出 5. 支援調整会議等の効率的・効果的運営 6. 支援メニューの整備 (住まい・衣食・金銭等) 7. その他 ()</p>
<p>具体的な内容</p>	

Ⅱ-2). その他、地域特性を活かした取組、社会資源との連携における工夫など、支援に有効に作用していると考えられる取組を行っていることがあれば、教えてください。

Ⅲ その他

Ⅲ-1). 地域の対象者（相談者）は、どのような方が多いと思われますか。

--

Ⅲ-2). 自立相談支援事業や任意事業等の生活困窮者支援の取組は、地域政策上、どのように位置づけられていますか。

--

<ご回答者様のお名前、ご連絡先をご記入ください>

都道府県名		市町村名		記入日	平成 27 年 月 日
担当部局名			担当者		
電話番号			F A X		
E-mail					

ご協力ありがとうございました。

平成 27 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

**自立相談支援事業と他事業等との
効果的な連携方策に関する調査研究事業**

平成 28 年 3 月発行

発行 一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目毎日札幌会館 3 階

TEL : 011-222-3669 FAX : 011-222-4105

東京事務所／〒105-0003 東京都港区西新橋 3 丁目 8 番 2 号 新橋ウエストビル 6 階

TEL : 03-5472-7337 FAX : 03-5472-8330